

9 教育・研究関係

ア 教育主体等

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 学校法人における財務情報の開示促進	文部科学省	財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	継続的に検討			◎(文部科学省) 財務書類の公開や内容等について継続的に調査を行い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層の促進を図っている。平成21年度においても、調査結果の通知等の措置を実施。〔平成21年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査〕結果について(平成21年1月18日高等教育局私学部参事官通知)今後も継続的に実施していく。
② 国立大学法人の評価に基づく組織の見直し	文部科学省	a 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。	最初の中期目標期間終了時点で速やかに結論			◎(文部科学省) 第2期中期目標・中期計画の策定にあたり、平成21年6月5日に「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(文部科学大臣決定)を各法人に通知し、大学の自主性・自律性に配慮する観点から、組織及び業務全般について自主的に見直すよう促した。各法人では、本見直し内容に沿って検討を行い、その内容を中期目標・中期計画や年度計画等に盛り込んでいる。
		b 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。	継続的に実施			◎(文部科学省) 本実施要領については、平成21年度においては、国立大学法人等の平成20事業年度の実施結果や左記観点等を踏まえ、見直し・改善のための検討を実施し、平成22年3月25日に実施要領を改正。改正に当たっては、国立大学法人評価委員会において検討を行っており、その議事は広く一般に公開され、また配布資料や改正後の実施要領等は文部科学省のホームページに掲載している。
③ 株式会社、NPO等による学校経営の解禁	文部科学省	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	検討			○(文部科学省) 構造改革特区において引き続き検討し、平成23年度以降に評価を行うこととされた。 〔構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針〕平成22年3月27日構造改革特別区域推進本部決定)
④ 教育バウチャー制度の研究・検討	文部科学省	a 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。	引き続き検討、平成19年度以降速やかに結論			○(文部科学省) 教育バウチャーの研究・検討のため、海外における最新の動向に関する調査を実施。 また、教育再生会議の第三次報告(平成19年12月)の提言等を踏まえ、平成21年度に、「学校予算の効果的な配分・活用方法に関する調査研究」を実施した。
		b 教育再生会議第3次報告(平成19年12月)における「バウチャー的な考え方を取り入れた『学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム』をモデル事業として実施する」との提言を踏まえ、学校選択制が導入されている地域において、児童生徒数等に基づく予算配分が学校のインセンティブを高め教育の質の向上を図る手だてとして有効なのか、あるいは地域間・学校間で教育水準の格差を生じさせるのか等について評価・検証を行いながら、国内外の文献調査など必要な調査を行う。			措置	○(文部科学省) 教育バウチャーの研究・検討のため、海外における最新の動向に関する調査を実施。 また、教育再生会議の第三次報告(平成19年12月)の提言等を踏まえ、平成21年度に、「学校予算の効果的な配分・活用方法に関する調査研究」を実施した。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 教育委員会制度の見直し等	文部科学省	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)及び「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとする。 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第97号)】	措置済			◎

イ 初等・中等教育

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し	文部科学省	私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。	継続的に実施			◎ (文部科学省) 委員名簿や議事概要だけではなく、議事録や配付資料、傍聴についての状況も調査し、ホームページ上や都道府県の担当者向けの会議で公表を行っている。
② 年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化	文部科学省	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	検討			◎ (文部科学省) 高等学校段階以下の、年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化については、平成21年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」を設置し、検討を開始することを決定した。
③ 学校の自己点検評価の促進	文部科学省	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。 そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。 【学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第34号)、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成19年文部科学省令第40号)】	措置済			◎
④ コミュニティ・スクールの法制化	文部科学省	a 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。	継続的に実施			◎ (文部科学省) 「学校運営協議会」の設置状況について調査・公表するとともに、保護者、地域住民、学校、教育委員会を対象として「コミュニティ・スクール推進協議会」を開催し、「学校運営協議会」を設置又は調査研究をしている学校の取組について、実践発表を行うなど、制度の活用の状況に関する情報を公開した。(平成17年度より引き続き実施。平成21年4月1日現在の設置状況を平成21年6月29日に公表。推進協議会は、7月24日東京、7月31日岩手、8月3日徳島、8月10日長野において開催。)

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		b 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取り組みについて、国としても、これを促進するための方策を講ずる。	継続的に実施			◎ (文部科学省) 「学校運営協議会制度」についての調査研究事業や推進協議会などを実施して、「学校運営協議会制度」の推進を図り、地域に開かれ、地域に支えられる学校をつくるための地方の主体的な取組について、これを促進するための方策を講じた。(平成17年度より引き続き実施。平成21年度は239校で調査研究を実施。平成21年6月29日に公表。推進協議会は、7月24日東京、7月31日岩手、8月3日徳島、8月10日長野において開催。)
⑤ 教科書採択地区の町村単位の設定の容認	文部科学省	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	継続的に検討・逐次実施			○ (文部科学省) 各都道府県教育委員会に対し、市町村の意向を踏まえた採択地区の見直しを行うよう通知・会議等を通じて指導し、現行制度において採択地区の適正規模化をさらに推進 (「平成23年度使用教科書の採択について」平成22年4月9日文部科学省初等中等教育局長通知)(平成22年1月29日都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議)。 (平成15年4月:544地区⇒22年7月31日現在:579地区)
⑥ 学校選択の普及促進等	文部科学省	a 「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成19年3月30日文部科学省初等中等教育局長通知)で周知徹底を図った内容について、就学校の変更に係る要件及び手続の公表状況や「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした就学校変更申立への対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、必要に応じて調査し公表する。	逐次実施			◎ (文部科学省) 就学校の変更を認める場合の要件及び手続の公表状況について、又は、「いじめ等への対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動」を理由とした就学校の変更の対応状況などに係る市町村教育委員会の取組について、平成21年に調査を行い、同年12月21日付けて集計結果を都道府県・指定都市教育委員会に送付している。また、集計結果については文部科学省HPにおいても公開している。
		b 「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づきどの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるとの文部科学省の見解が示されたところである。 当該見解に基づいた適切な運営が市町村教育委員会において確保されるように、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした保護者からの就学校変更申立については、就学校の変更が認められてよいことについて分かり易く更に周知徹底を図る。	措置			◎ (文部科学省) 「学校教育法施行令第8条に基づく就学に関する事務の適正化等について」(平成20年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知)を發出し、その中で「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」に関し、具体的に変更が認められ得る事由を定めている教育委員会の例を示すことで、分かり易く更に周知徹底した。 また、平成21年12月に学校選択制等の事例集(第5集)を作成し、その中で、市町村において具体的に就学校の変更が認められ得る事由として定めている例として「いじめ等への対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動」を示すとともに、具体的な事例を加え、全国の市町村教育委員会に送付することで情報提供を行った。なお、事例集については文部科学省HPでも公表している。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>c 「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づき、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるとの文部科学省の見解が示されている。</p> <p>また、就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示していない場合には、学校教育法施行規則第32条違反となるため早急には是正される必要がある。</p> <p>以上のことから、文部科学省は、就学校の変更に関する事務の適切な運営が市町村教育委員会において確保されるように、就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」が単なる事例ではなく、学校教育法施行令第8条に基づき、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるという文部科学省の見解とともに、具体的な事例に基づいた参考資料を作成するなどして、周知する。また、就学校指定通知における保護者の申立ができる旨の明示については、その実施状況を把握し、必要な指導・助言等を行う。</p>			平成21 年中に措 置	◎(文部科学省) 平成21年12月に学校選択制等の事例集(第5集)を作成し、その中で、市町村において具体的に就学校の変更が認められ得る事由として定めている例として「いじめ等への対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動」を示すとともに、具体的な事例を加え、全国の市町村教育委員会に送付することで情報提供を行った。なお、事例集については文部科学省HPでも公表している。 また、就学校指定の通知における保護者の申立ができる旨の明示の状況については、平成21年に調査を行い、同年12月21日付けで集計結果を都道府県・指定都市教育委員会に送付し、必要に応じ指導・助言等を行った。なお、集計結果については文部科学省HPでも公表している。
		<p>d 学校選択制を導入している地域、導入していない地域が、それぞれどのような考え方に立ってそのような判断をしたのかということに関し、文部科学省は、その典型的な事例を各市町村教育委員会に対して情報提供する。</p>		措置		◎(文部科学省) 学校選択制を導入している地域、導入していない地域が、それぞれどのような考え方に立ってそのような判断をしたのかということについて、その典型的な事例を文部科学省ホームページを通じて広く情報提供し、全国市町村教育委員会を対象とする会議等(※)でも情報提供(資料配付)を行った。 (※)全国都市教育長協議会総会、全国市町村教育委員会連合会総会、全国町村教育長会総会 また、平成21年12月に学校選択制等の事例集(第5集)を作成し、その中で、学校選択制を導入して既に具体的な成果を収めている教育委員会の具体的な事例を示し、学校選択制の導入や就学校の指定変更等について、地域や学校の実情等に応じた弾力的な取扱いの参考に資するよう、全国の市町村教育委員会に送付することで情報提供を行った。なお、事例集については文部科学省HPでも公表している。
		<p>e 学校選択制については、地域の実情に応じた普及を図る。 文部科学省のアンケート結果によれば、学校選択制を導入している128の自治体のうち、「学校と地域との連携が希薄になった」と回答しているのは8の自治体であることを踏まえると、学校選択制を導入したとしても、必ずしも「学校と地域との連携が希薄になる」わけではないと考えられることから、「学校と地域との連携が希薄になる」ことを理由に学校選択制を導入していない自治体においても学校選択制を導入することができる可能性があるということが出来る。 文部科学省は、学校選択制を導入している自治体においても「地域との連携が希薄になるおそれがある」ことを理由に、学校選択制の見直しを行っている自治体があることに留意しつつ、学校選択制の地域の実情に応じた普及の参考に資するよう、学校選択制を導入して既に具体的な成果を収めている教育委員会の具体的な事例も交えながら、各市町村教育委員会に対して情報提供する。</p>			平成21 年中に措 置	◎(文部科学省) 平成21年12月に学校選択制等の事例集(第5集)を作成し、その中で、学校選択制を導入して既に具体的な成果を収めている教育委員会の具体的な事例を示し、学校選択制の導入や就学校の指定変更等について、地域や学校の実情等に応じた弾力的な取扱いの参考に資するよう、全国の市町村教育委員会に送付することで情報提供を行った。なお、事例集については文部科学省HPでも公表している。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑦ 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立	文部科学省	学校教育の成果は教員の資質と熱意に負うところが極めて大きいことから、教員がその資質能力を高め、それを最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、教員一人一人の能力や実績を的確に評価することが求められていることから、平成17年度中に55の教育委員会が、教員の能力や実績を評価するためのシステムに取り組んでいるところであり、そのシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう、取り組みを促す。	措置			◎ (文部科学省) 教員評価制度の改善を図るため、平成15年度～19年度に、都道府県・指定都市教育委員会に委嘱して調査研究事業を実施した。また、現在、各都道府県・指定都市教育委員会における教員評価システムの取組状況について調査を実施中。 さらに、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度の確立に関し、その評価結果を配置や処遇、研修等に反映するよう会議にて周知した(平成18年9月27日、19年1月17日の初等中等教育局所管事項説明会及び19年9月26日、20年1月30日、9月11日、21年1月20日の主管部課長会議)とされており、引き続き、会議等にて取り組みを促す予定である。
児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立	文部科学省	a 既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。	逐次実施			◎ (文部科学省) 「学校評価等実施状況調査」において、評価の匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について、平成19年度に引き続き、平成21年度に、平成20年度間の実施状況を調査した。結果は平成22年6月30日に公表した。
		b 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討する。	検討開始			◎ (文部科学省) 平成19年6月の学校教育法の改正を受け、同年10月に同法施行規則を改正し、保護者などの学校関係者による評価について規定した。これを受けた平成20年1月31日の「学校評価ガイドライン[改訂]」において、保護者などによる学校関係者評価の在り方や実施方法等を記載するとともに、全教職員による自己評価を行う際には、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する方法を示した。 また、これらの趣旨・方法等について会議にて周知した(平成21年7月27日・8月7日・平成22年1月18日・1月22日 平成21年度学校評価推進事業協議会他)。
		c 授業、学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科の授業改善に適切に活用できるよう取り組みを促す。 評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施、評価者が特定されない回収方法等を含めて具体的な手法の例を紹介し促す。 また、これらの評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するとともに、教育委員会が学校の教育等の改善のため、適切に活用するよう促す。	平成20年中に措置			◎ (文部科学省) 児童生徒・保護者による評価の際には、匿名性の担保に配慮し、各学校の状況に応じて、教員及び各教科の授業改善に適切に活用するとともに、評価結果を個人情報に配慮した上で公表すること、教育委員会は学校の教育等の改善のため、評価結果を適切に活用することに努めるよう周知した。 ([「規制改革推進のための第2次答申」における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等について]平成20年5月21日 文部科学省初等中等教育局長通知)(平成21年7月27日・8月7日・平成22年1月18日・1月22日 平成21年度学校評価推進事業協議会他)。 評価における匿名性の担保への配慮について、具体的な手法の例を紹介した。 ([「評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について」平成20年5月21日 文部科学省初等中等教育局学校評価室事務連絡)(平成21年7月27日・8月7日・平成22年1月18日・1月22日 平成21年度学校評価推進事業協議会他)。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		d 授業、学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するとともに、各学校の状況に応じて、教員及び各教科を対象とするなど、授業改善に適切に活用できるよう取組を促す。 評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施、評価者が特定されない回収方法等を含めて具体的な手法の例を紹介し、促す。 また、評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するとともに、学校及び教育委員会が教員自らの教育指導及び授業の改善をはじめとする学校の教育等の改善のため、適切に活用するよう促す。 このため、文部科学省は、既に取り組を進めている学校の事例など具体的な事例を紹介する。			平成21年中に措置	◎ 児童生徒・保護者による評価の際には、匿名性の担保に配慮し、各学校の状況に応じて、教員及び各教科の授業改善に適切に活用するとともに、評価結果を個人情報に配慮した上で公表すること、教育委員会は学校の教育等の改善のため、評価結果を適切に活用することに努めるよう周知した。 (「規制改革推進のための第2次答申」における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等について)平成20年5月21日 文部科学省初等中等教育局長通知(平成21年7月27日・8月7日・平成22年1月18日・1月22日 平成21年度学校評価推進事業協議会他)。 評価における匿名性の担保への配慮について、具体的な手法の例を紹介した。 (「評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について」平成20年5月21日 文部科学省初等中等教育局学校評価室事務連絡)(平成21年7月27日・8月7日・平成22年1月18日・1月22日 平成21年度学校評価推進事業協議会他)。
⑨ 私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立	文部科学省	私立学校についても、既に評価における匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、平成19年度以降も引き続き定期的に調査し公表する。		逐次実施		◎ (文部科学省) 「学校評価等実施状況調査」において、評価の匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について、平成19年度に引き続き、平成21年度に、平成20年度間の実施状況を調査した。結果は平成22年6月30日に公表した。
⑩ 分限処分の判定	文部科学省	児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分の判定方法に関する都道府県教育委員会等の取組について、必要に応じて調査し、結果を公表する。		逐次措置		- (文部科学省) 平成22年度中の調査実施について検討中。
⑪ 条件附採用制度の運用状況の調査・公表	文部科学省	条件附採用制度について、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、学習者による評価等を踏まえ、その厳正な運用が確保されるべく、条件附採用期間中の評価方法等について、都道府県教育委員会等の取組状況を調査し結果を公表する。		逐次実施		◎ (文部科学省) 条件附採用に関して、新規採用者を対象とした「特別評定」の実施状況や「条件附採用職員の勤務評定にあたって考慮している事項」等の項目を設けて調査し、平成21年11月4日に公表したところであり、引き続き、調査・公表する予定である。
⑫ 全国学力・学習状況調査における学校毎の結果活用等	文部科学省	a 全国的な学力調査の実施については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較等、調査結果の活用・分析を通じて、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用するよう周知する。	検討・結論			○ (文部科学省) 学校及び教育委員会において全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証し、教育及び教育施策の改善に取り組むよう通知・会議等を通じて指導し、調査結果について学校ごとの取組や指導方法等の改善に活用するよう通知した。 (「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について」平成19年10月24日 文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年11月6日 市町村教育委員会研究協議会、平成19年11月8日 平成19年度都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管部課長会議、平成20年1月28日 都道府県私立学校主管部課長会議 他)
		b 全国的な学力調査の実施については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較や教科毎の集計分析など調査結果の積極的な活用・分析を通じて、指導計画への反映や校内研修の実施など、学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用するよう引き続き周知する。		措置		○ (文部科学省) 学校及び教育委員会において、教科ごとの分析や経年変化の比較分析など全国学力・学習状況調査の結果を分析し、指導計画等に適切に反映させたり、指導内容や指導方法等の改善を図るため校内研修等を適切に実施したり、教育委員会や域内の学校の教職員等が情報を適切に共有しながら改善に取り組んだりすることなどを明記した「平成20年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について」(平成20年8月29日 文部科学省初等中等教育局長通知)を发出するとともに、会議等において周知した。 (平成20年9月11日 平成20年度都道府県・指定都市教育委員会管理事務主管部課長会議、平成20年9月17日 平成20年度都道府県私立学校主管部課長会議、平成20年10月17日 全国町村教育長会理事会 他)

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		c 全国学力・学習状況調査の調査結果については、学校や教員の学力向上努力が適切に促されることとなるよう、文部科学省は、教育委員会等に、さまざまな公表事例の情報提供や助言等を行うとともに、調査結果が学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用されるよう引き続き周知する。			措置	◎ (文部科学省) 学校及び教育委員会において、教科ごとの分析や経年変化の比較分析など全国学力・学習状況調査の結果を分析し、指導計画等に適切に反映させたり、指導内容や指導方法等の改善を図るため校内研修等を適切に実施したり、教育委員会や城内の学校の教職員等が情報を適切に共有しながら改善に取り組んだりすることなどを明記した「平成21年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について」(平成21年8月27日 文部科学省初等中等教育局長通知)を発出するとともに、会議等において周知した。 (平成21年11月9日 平成21年度都道府県私立学校主管部課長会議他)
⑬ 教員採用制度改革の更なる推進	文部科学省	a 教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であることから、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査する。	逐次措置			○ (文部科学省) 都道府県教育委員会等に対し、個性豊かで多様な人材を確保するため、特別免許状を積極的に活用し、教員免許状を有しない者も採用選考の受験を可能とするよう努めるように通知した。 (「平成21年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成20年12月24日 教職員課長通知)、「平成22年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成21年12月9日 教職員課長通知)) 特別免許状の授与状況については、毎年調査した。また、特別免許状を活用した選考について、「教員採用等の改善に係る取組事例」に毎年まとめ、都道府県教育委員会等に送付した。
		b 地域や学校の実情にあわせて多様な人材が教育に携わるためにも、特別免許状の授与を前提とした採用選考が低水準にとどまっている現状を改善し、採用権限を有する教育委員会は特別免許状の授与を前提とした採用の積極化に取り組む。 特別免許状の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を積極的に行うことは、既に3か年計画として閣議決定されている。文部科学省もその旨周知を図り、実施状況を調査しているところであるが、特別免許状については、その授与件数が拡大していない。 小学校においても優れた資質能力をもった多様な人材を確保することが重要であり、要件を満たす者であれば、特別免許状を授与し、担任を持つことができる旨を周知することも含め、小学校教員への特別免許状の授与促進を図るよう促す。更に、特別免許状の授与に当たって、授与した都道府県内のみで有効であること等の要件があるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためにも、都道府県を越えて特別免許状を活用する必要性が生じた場合における柔軟な取り扱いを図るなどの運用上の工夫も重要である。 採用権限を有する教育委員会が特別免許状の授与を前提とした採用を行う場合には、特別免許状の授与件数を増やすため、免許状を有しない者も応募できる旨を募集要項に明記して、志願者側にも積極的な広報を通じて周知徹底する等の工夫された取組が必要である。 文部科学省は、上記を踏まえた上で、特別免許状の授与を前提とした採用選考が積極的に行われるような工夫の内容を例示し、各都道府県及び指定都市教育委員会に対してその趣旨を周知徹底し、授与件数の増加や授与教科の拡大など特別免許状の活用を更に促す。 あわせて、普通免許状取得の前提となる大学等における教職課程等が、教員としての適切な資質を担保する適切な機能を果たしているのか、検証する。		平成21年中に措置	前段 ◎ (文部科学省) (前段) 都道府県教育委員会等に対し、個性豊かで多様な人材を確保するため、特別免許状を積極的に活用し、教員免許状を有しない者も採用選考の受験を可能とするよう努めるように通知した。 (「平成21年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成20年12月24日 教職員課長通知)、「平成22年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成21年12月9日 教職員課長通知)) 平成21年1月20日に開催した都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議において「規制改革推進のための第3次答申 - 規制の集中改革プログラム」(抄) (平成20年12月22日 規制改革会議)を配付し、周知するとともに、特別免許状を活用した選考の事例について、「教員採用等の改善に係る取組事例」としてまとめ、都道府県及び指定都市委員会に送付・周知した。(平成21年12月) 後段 ○ 教員の資質向上のための教員養成課程の在り方については、現在中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会において検討を行っているところである。	

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑭ いじめへの適切な対応に関する更なる周知徹底	文部科学省	当該保護者から自発的に就学校の変更の申立があるなど深刻ないじめ等への対応については、今後とも、いじめられている児童生徒等の立場に立って適切に対応すべきことを更に周知徹底する。	平成19年中に措置			◎
⑮ 懲戒処分の不適切な運用の是正	文部科学省	a 高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒については、例えば、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明のないままなされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならず、生徒の個々の状況に十分留意してあくまでも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものである。 教育現場においてこのようなことが徹底されるよう、高等学校段階における懲戒状況等について各都道府県教育委員会において一層の実態把握に努める。	平成20年中に措置			◎ (文部科学省) 高等学校における生徒への懲戒について、適切な運用が図られるよう、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について(通知)」を发出(平成20年3月10日付け)。また、生徒指導担当指導主事会議にて周知(平成20年3月10日、平成21年1月30日)。 平成21年9月7日付け事務連絡にて、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」(平成20年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を踏まえた対応が学校や教育現場においてとられているか、各都道府県・指定都市教育委員会宛に調査を依頼。 同調査結果を踏まえ、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について」(平成22年2月1日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を发出。また、同通知を生徒指導担当指導主事連絡会議にて周知(平成22年6月24日)。
		b 高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒等については、例えば、解除の基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が事前に十分な説明のないままなされる等、社会通念上妥当性を欠くものであってはならず、学校教育法の懲戒処分よりも実質的に重いもの、不透明なもの、不公平なもの、趣旨・内容・責任者の不明確なものなどを行うことは明らかに適切でない。これらの懲戒等は社会通念上妥当性を欠くような態様で行われるべきではなく、また法的効果を伴う懲戒についても、生徒の個々の状況に十分留意して、あくまでも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものである。 教育現場においてこのようなことが徹底されるよう、高等学校段階における懲戒に関する基準の有無、基準の生徒・保護者等への周知状況等について、文部科学省は、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」(平成20年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を踏まえた対応が学校や教育現場においてとられているか調査する。 当該調査の結果、懲戒の内容及び運用について、基準が明確でなく、社会通念上妥当性を欠く事例が多く認められた場合には、懲戒処分の不適切な運用が是正されるよう、文部科学省は高等学校の設置者である教育委員会に対し、適切な対応が具体的かつ迅速になされるよう、早急に再度文書をもって指導を徹底する。			平成21年中に措置	◎ (文部科学省) 平成21年9月7日付け事務連絡にて、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」(平成20年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を踏まえた対応が学校や教育現場においてとられているか、各都道府県・指定都市教育委員会宛に調査を依頼。 同調査結果を踏まえ、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について」(平成22年2月1日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を发出。また、同通知を生徒指導担当指導主事連絡会議にて周知(平成22年6月24日)。
⑯ 公立の中高一貫教育に関する問題点の是正	文部科学省	文部科学省は、「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について」(平成10年6月26日付け文部省初等中等教育局長・教育助成局長通知)において、中高一貫教育制度の趣旨について周知している。 中高一貫教育制度は、平成11年度の導入から約10年が経過していることを踏まえ、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行う。 その上で、中央教育審議会において、各界の意見を聴取した上で、中高一貫教育制度について、現段階における検証を行い、改善方策等について検討する。			検討開始	○ 平成21年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」を設置することを決定するとともに、検討の第一段階として、中高一貫教育に関する成果と課題について実態把握を行うため、平成22年3月24日付けで中高一貫教育校及び中高一貫教育校を設置する地方自治体に対して調査を行った。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑪ 教員の採用・昇任における公正性の向上	文部科学省	<p>文部科学省は、採用選考の透明性・客観性を高め、採用が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう、各教育委員会が実施している採用・昇任における取組を周知することにより、改善を促す。</p> <p>具体的には、文部科学省は、学力試験問題や採用選考方法・基準の公表や面接官の多様な構成など、各教育委員会が実施している採用・昇任における具体的プロセスや取組内容について、詳細に調査し、透明性を持って公正に行っている教育委員会の取組内容を他の教育委員会に紹介することにより継続的に取組を促す。</p> <p>また、採用については、各教育委員会において大学別の合格者数を公表するなど、採用プロセスにおける公正性が確保されているかを検証可能とする。</p> <p>特に、採用面接における評価方法について、求める教員像に基づいた指標を導入するなど、公正かつ透明性の高い人物重視の面接方法となるよう各教育委員会に促す。</p> <p>あわせて、採用選考においては、政治家や教育関係者、またはその意向を受けた者からの不正な行為の働きかけを防止するための取組を促す。</p> <p>また、昇任選考について、透明性、公正性を確保し、有能で意欲のある者が登用されるよう、自薦制・希望者受験制度の導入、問題や選考基準の公表など教育委員会における改善事例を紹介する。</p> <p>以上により、不正の発生を未然に防ぐ、あるいは採用・昇任の透明性・公正性・客観性を不断に高めることを促す。</p> <p>さらに、現在文部科学省ホームページに設置されている意見窓口を引き続き活用し、情報の把握に努める。</p>			措置	<p>◎ (文部科学省)</p> <p>教員採用については、不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、試験問題等の公表や採用選考基準の公表に努めることなど、教員採用選考等の更なる改善を進め、地域の保護者や住民から不正を疑われることのないよう公正性を確保するよう周知し、改善を促すとともに(「教員採用等における不正な行為の防止について(通知)」(平成20年7月10日初等中等教育局長通知)、「平成21年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成20年12月24日教職員課長通知)、「平成22年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成21年12月9日教職員課長通知))、平成21年1月20日に開催した都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議において「規制改革推進のための第3次答申 一 規制の集中改革プログラム」(抄)(平成20年12月22日規制改革会議)を配付、周知を行った。</p> <p>また、採用選考について、情報公開の状況や不正防止のための措置を調査し、「教員採用等の改善に係る取組事例」に毎年まとめ、都道府県教育委員会等に送付した。</p> <p>さらに、文部科学省ホームページに設置されている意見窓口を活用し、情報の把握に努めた。</p> <p>教員の昇任選考については、管理職選考試験の出願に必要な条件や試験内容等について平成20年度から調査し、平成20年度の状況を平成21年11月4日に公表した。</p>

ウ 高等教育

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 大学の情報公開の促進	文部科学省	<p>通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方を講ずる。</p>			継続的に実施	<p>◎ (文部科学省)</p> <p>大学における情報の積極的な提供に関する取組として、ホームページ上で公表している情報について毎年調査を行い集計結果を公表している(「大学における教育内容等の改革状況について」平成22年5月26日)。平成20年度の調査結果では、学則や各種の評価結果の公表など、多くの指標において前年よりも良い数値を示している。今後も引き続き調査を実施し、状況の把握に努める。</p> <p>また、平成22年6月15日には学校教育法施行規則等の一部を改正(22文科高第236号)し、大学等が教育情報を公表することを義務付け、その際公表すべき項目を明確化する等の改正を行った(平成23年度より施行)。</p>
② 大学・学部・学科の設置等の弾力化	文部科学省	<p>a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、結論を得る。</p>	検討・結論			<p>○ (文部科学省)</p> <p>平成20年2月、構造改革特区において、現在実質的に本特例措置を受けている大学が存在しないことから、新たに特例措置が適用された時点で評価を行うことが決定された。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		b 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。	検討、できる限り速やかに結論			○(文部科学省) 平成15年度から導入された届出制により、大学等の組織改編件数が急増。中央教育審議会において、学部・学科の設置認可・届出制の現状を分析するとともに、今後の在り方について検討中。 (例年300件前後) →392件〔平成16年度認可(127)・届出(265)〕 482件〔平成17年度認可(126)・届出(356)〕 353件〔平成18年度認可(110)・届出(243)〕 345件〔平成19年度認可(87)・届出(258)〕 313件〔平成20年度認可(78)・届出(235)〕 288件〔平成21年度認可(66)・届出(222)〕
③ 大学における教員養成課程の設置基準の緩和	文部科学省	教員の資質向上のために、多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募るため、小学校教諭の教職課程の認定基準は、「教科に関する科目」に開設する授業科目は、小学校全9教科ごとに開設されなければならないこととなっているところ、中学校・高等学校教諭の教職課程の認定基準である、他学科等において開設する授業科目や他大学聴講の単位をあてることができるという基準に緩和し、選択肢を増やすことでその結果より多くの大学等に小学校教諭の教員免許課程を認定することができるよう、教職課程認定基準の見直しを検討する。			措置	○教員の資質向上のための教員養成課程の在り方については、現在中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会において検討を行っているところである。
④ 複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価	文部科学省	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置			- (文部科学省) 中期目標終了時にかかる評価方法等について、今後国立大学法人評価委員会において検討。
⑤ 教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保	文部科学省	a 制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。	必要に応じ実施			○(文部科学省) 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)の内容について、平成19年度中に各種会議等の場を通じて各都道府県教育委員会等に周知するとともに、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)の内容について、平成20年度中に各種会議等の場を通じて各都道府県教育委員会等に周知。また、「規制改革推進のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)の内容について、平成21年度中に各種会議等の場を通じて教員養成大学・学部等に周知。 【平成19年度】 平成20年1月31日 平成19年度都道府県・指定都市教育委員会管理事務主管部課長会議、同日 平成19年度学校法人の運営等に関する協議会、2月8日 日本教育大学協会臨時評議員会 【平成20年度】 平成21年1月20日 平成20年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議、1月30日 平成20年度学校法人の運営等に関する協議会、2月13日 日本教育大学協会理事会 【平成21年度】 平成21年5月29日 日本教職大学院協会総会、6月11日 全国国立大学法人教員養成学部事務長会議、6月16日 全国国立教育系大学学長・事務局長会議、6月29日 日本教育大学協会評議員会

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 現在、教職大学院については、平成20年4月以降に向けて準備が進んでいるが、各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを引き続き周知する。</p> <p>c 各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを、引き続き周知する。</p>	措置			<p>○(文部科学省) 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)の内容について、平成19年度中に各種会議等の場を通じて各都道府県教育委員会等に周知。 平成20年1月31日 平成19年度都道府県・指定都市教育委員会管理事務主管部課長会議 平成20年1月31日 平成19年度学校法人の運営等に関する協議会 平成20年2月8日 日本教育大学協会臨時評議員会</p> <p>○(文部科学省) 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)の内容について、平成20年度中に各種会議等の場を通じて各都道府県教育委員会等に周知。 【平成20年度】 平成21年1月20日 平成20年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議、1月30日 平成20年度学校法人の運営等に関する協議会、2月13日 日本教育大学協会理事会</p>
⑥ 大学における教育研究状況の評価	文部科学省	国立大学法人の中期目標期間の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状況について根拠となる資料・データに基づき分析した上で評価を実施し、その結果を国民に対してわかりやすく示す。		平成21年中に実施		<p>- (文部科学省) 国立大学の中期目標期間の評価に際して、大学ごとに教育と研究それぞれの成果を含む状況について根拠となる資料・データに基づき分析した上で平成22年度に評価を実施し、その結果をホームページに掲載するなど国民にわかりやすく示す予定。(平成23年3月 評価結果公表予定) ※大学評価・学位授与機構に教育研究の状況についての評価の実施を要請し、評価実施要項を決定。(平成21年11月)</p>
⑦ 教育と研究の適切な評価に基づく公費配分ルールの見直し等	文部科学省	<p>a 教育・研究の質向上に向け、大学独自の努力を促す観点から、公費の配分額を大学の努力と成果に応じたものとすることは必要なことである。 学生や国民に対する情報提供の観点から、各大学の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、教員一人当たりの学生数、校地校舎面積、図書館蔵書数、教員の研究業績等の共通の情報の提出・開示を求める。 教育研究の評価については、文章表現の巧拙によって評価が左右されることなどないよう、このような法人からの根拠資料・データを客観的に把握した上で、これを分析することを評価に含ませる。 上記以外については、当初の目標を低く設定すればその達成が容易となり評価が高くなりかねない仕組みとならないよう、評価の客観性を担保するため、共通の観点も適用する。 その際、「評価に係る業務が国立大学の教職員の過度の負担とならないよう努める」との国立大学法人法案の附帯決議を踏まえ、例えば、 ① 自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠データ等を、法人の判断で国立大学法人評価に活用できることとする、 ② 平成19年度評価と中期目標期間の評価について、これまでに提出した資料・データについては資料の添付を省略することとする ③ 平成19年度における目標・計画の達成・実施状況を調査・分析するとう作業の類似性に鑑み、平成19年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る報告書(平成16年～平成19年度)の様式を一体のものとする、など、法人の負担軽減及び評価の効率化に努めている。</p>		実施		<p>◎(文部科学省) 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)を平成21年3月に改正し、学部等の設置等の認可又は届出があった場合において、当該認可等に係る基本計画書(学生定員数、教員数、図書館蔵書数を含む。)、校地校舎等の図面、教員名簿(年齢及び月額基本給を除く。)等を文部科学大臣が公表することを規定するとともに、その施行通知(平成21年3月9日20文科高第927号文部科学省高等教育局長通知)において、学生や国民に対する情報提供の観点から、学校教育法第113条及び大学設置基準第2条等の規定を踏まえ、例えば、教員一人あたりの学生数、校地校舎面積、図書館蔵書数、教員の研究業績等の情報をホームページ等で提供するよう努めることを求めた。 国立大学法人評価委員会が行う評価においては、各法人共通の資料・データ等を業務実績報告書の「資料編」として各法人から提出を求め、これらの資料・データも踏まえて評価委員会が総合的な評価を実施。大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価においては、各法人が実績報告書において根拠となる資料・データを示して自己評価を行うこととされており、大学評価・学位授与機構はこれらの資料・データを客観的に把握し、分析した上で評価を実施。(平成23年3月 評価結果公表予定) ※平成16～19年度における各法人の業務実績については、評価結果を平成21年3月26日に公表。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>国立大学法人評価は法人毎の中期目標の具体的な達成状況に基づいて評価を行うものであるが、評価の客観性の担保の観点から、国立大学法人評価委員会が行う評価においては、法人が取り組む必要のある最小限の共通事項として、「国立大学法人評価における業務運営等の共通事項に関する観点」を定めており、これらの共通の観点も踏まえて評価を実施。大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価においては、教育研究の水準を評価する際に、共通の分析項目と基本的な観点を定めており、これらの分析項目・基本的な観点を踏まえて評価を実施。(平成23年3月 評価結果公表予定)</p> <p>※平成16～19年度における各法人の業務実績については、評価結果を平成21年3月26日に公表。</p> <p>各法人の負担軽減および評価の効率化の観点から、国立大学法人評価委員会が行う評価において、</p> <p>① 自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠データ等を、法人の判断で国立大学法人評価に活用できることとする、</p> <p>②平成21年度評価と中期目標期間の評価について、これまでに提出した資料・データについては資料の添付を省略することとする、</p> <p>③ 平成21年度における目標・計画の達成・実施状況を調査・分析するという作業の類似性に鑑み、平成21年度の業務実績に係る報告書と中期目標期間の業務実績に係る報告書の様式を一体のものとする、ことを国立大学法人評価委員会において決定。(平成22年3月25日実施要領一部改正)</p>
		b 国立大学法人の次期中期目標期間における運営費交付金の配分に際して、上記内容を含め、各大学の教育・研究それぞれの努力と成果に応じた適切な評価を実施した上でその評価に基づいた適切な配分が実現できるよう、国立大学法人運営費交付金の新たな配分の在り方について具体的検討を行い、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。	平成19年度内を目途に措置			◎ (文部科学省) 平成20年4月に「第2期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分に関する『見直しの方向性』」を公表。 その方針等を受け、平成22年度予算において、運営費交付金の一部について、平成21年3月に公表した中期目標期間評価の結果を基に配分。
		c 大学が行う教育や研究の質を高めることを目的とし、教育と研究それぞれについて適切かつ厳正に評価し、公平で効率的な公費の配分を行う必要がある。また、その前提として大学における会計を教育と研究に分離するという考え方もあるが、現状では教育・研究への按分のルールが未構築となっている。 このため、大学の会計システムを教育と研究に分離することの効果や課題等について、文部科学省は、幅広い調査・研究を早急に行う。			措置	◎ (文部科学省) 平成21年11月の行政刷新会議「事業仕分け」において、国立大学法人運営費交付金については、「国立大学のあり方を含めて見直しを行う」とされたところ。このことを踏まえ、大学の会計基準も含めて「国立大学の在り方に係る検証」を本年1月から実施。その後、国民、有識者からの意見聴取や各国立大学法人への実地調査、国立大学法人評価委員会からの意見聴取を実施し、本年7月に「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表。そこで、国立大学法人の会計制度についての状況分析や今後の改善方策についても記述。

エ 研究開発等

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 研究者の資質向上のための機会の拡大	内閣官房【人事院】	<p>国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究者について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)</p> <p>【国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)】</p>	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
② 大学と企業の実務者等による交流の推進	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	措置・継続的推進			<p>◎ (内閣府)</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議の主催で、産学官連携の一層の推進を図るため、全国の企業・大学・行政等のリーダーや実務者による「産学官連携推進会議」を開催した。産学官の代表による講演に加え、具体的な課題について、分科会形式で実務者レベルでの協議を行った。また、同会議において産学官連携功労者表彰式を実施。産学官連携に多大な貢献をした優れた成功事例に対し、内閣総理大臣賞を含む表彰(平成20年は16件、21年は17件)を行った。具体的な開催実績は以下の通り。</p> <p>平成20年6月14,15日 第7回 産学官連携推進会議 平成21年6月20,21日 第8回 産学官連携推進会議</p> <p>また、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議の主催で「産学官連携サミット」を開催した。産学官のトップが一堂に会し、講演とパネルディスカッションを通じ、産学官の役割と連携の新たな展開について議論を行った。具体的な開催実績は以下の通り。</p> <p>平成19年11月26日 第7回 産学官連携サミット 平成20年11月10日 第8回 産学官連携サミット</p> <p>平成22年度は、内閣府をはじめとする8府省、2機関、11独立行政法人の主催で、「科学・技術フェスタ in 京都 -平成22年度産学官連携推進会議-」を開催した。また、同会議において産学官連携功労者表彰式を実施し、内閣総理大臣賞を含む17件の表彰を行った。</p> <p>平成22年6月5日 科学・技術フェスタ in 京都 -平成22年度産学官連携推進会議-</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(文部科学省)</p> <p>産学官連携の一層の推進を図るため、全国の企業・大学・行政等のリーダーや実務者が一同に会する「産学官連携推進会議」を開催した(平成22年については、中高生を対象とした科学・技術の理解増進イベント「科学・技術フェスタ」として開催)。産学官の代表による講演に加え、全国の大学等の研究成果の発表などを行った。また、同会議において産学官連携功労者表彰を実施した。産学官連携に多大な貢献をした優れた成功事例に対し、文部科学大臣賞の表彰(平成19年、20、21、22年ともに3件)を行った。具体的な開催実績は以下の通り。</p> <p>平成19年6月16,17日 第6回 産学官連携推進会議(参加者4,144名)</p> <p>平成20年6月14,15日 第7回 産学官連携推進会議(参加者4,200名)</p> <p>平成21年6月20,21日 第8回 産学官連携推進会議(参加者4,530名)</p> <p>平成22年6月5日 科学・技術フェスタin京都ー産学官連携推進会議ー(参加者5,121名)</p> <p>また、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議の主催で「産学官連携サミット」を開催した。産学官のトップが一堂に会し、講演とパネルディスカッションを通じ、産学官の役割と連携の新たな展開について議論を行った。なお、平成21年度より廃止。具体的な開催実績は以下の通り。</p> <p>平成19年11月26日 第7回 産学官連携サミット(参加者約800名)</p> <p>平成20年11月10日 第8回 産学官連携サミット(参加者約750名)</p> <p>また、大学や公的研究機関が有する最先端技術分野の研究成果について、全国規模の産学の一層のマッチングを図る事を目的とした「イノベーション・ジャパンー大学見本市」を共催した。なお、平成22年については9月30日～10月1日に共催予定。具体的な開催実績は以下の通り。</p> <p>平成19年9月12～14日 イノベーション・ジャパン2007ー大学見本市(来場者総計:44,517名、マッチング数:246件(開催後1年以上経過時))</p> <p>平成20年9月16～18日 イノベーション・ジャパン2008ー大学見本市(来場者総計:45,345名、マッチング数:269件(開催後1年以上経過時))</p> <p>平成21年9月16～18日 イノベーション・ジャパン2009ー大学見本市(来場者総計:41,321名、マッチング数:49件(開催後3ヶ月経過時))</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成22年6月5日に産業界、大学、研究機関の実務者等に加え、高校生からの一般国民を対象とした科学・技術フェスタ in 京都ー平成22年度産学官連携推進会議ー(参加者約5,100名)が開催された。厚生労働省は、産学官連携を推進する観点から、大学や企業の研究の第一線のリーダーが集結する、これら会議等に、所管の研究機関等と共に参加し、情報交換や対話・交流等を行っている。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>農林水産・食品産業分野の研究開発の活性化、産学官の交流を通じた新たなアグリビジネスの創出を促進するため、企業、大学、独立行政法人の研究者と、生産者や事業者等の実務者等が一堂に会するアグリビジネス創出フェアを従来から開催している。平成21年度は会期を3日間に延長し、11月25～27日に幕張メッセで開催(総参加者数約2万5千人)。民間企業による最新の技術を利用した製品等の展示会(アグロイノベーション2009)と同時開催することで、研究者と事業者との交流をさらに強化した。</p> <p>また、従来から全国5箇所において同様の技術交流展示会等を開催し、農林水産技術に関する産学官の交流を促進しているほか、関係省庁等共催の産学官連携推進会議にも所管の研究機関等と共に参加し、情報交換、対話・交流等を行っている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>産業界、大学、研究機関の実務者等を対象とした科学・技術フェスタin京都ー産学官連携推進会議ーを開催した(平成22年6月5日(参加者約5,100名))。また、産業界、大学、研究機関のトップを対象とした産学官連携サミットを開催した(第8回:平成20年11月10日(参加者約750名))。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>大学の「知」の見本市として、イノベーション・ジャパン2009を共催として開催し、大学の技術シーズと産業界のニーズのマッチングのための情報交換や交流の場を提供し、産学連携による、新産業創造を促した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>国際競争力の強化、安心・安全な社会の実現、環境問題への対応などに資する技術研究開発について、地方における産学官の連携促進と研究開発成果の一層の活用を図ることを目的に国土交通先端技術フォーラムを開催している。平成15年度は大阪、平成16年度は名古屋、平成17年度は福岡、平成18年度は京都、平成19年度は高松にて開催、平成20年度は札幌で開催。</p> <p>また、産学官連携推進会議等に参画し、産業界、企業、研究機関の情報交換、対話・交流を深めるとともに、国土交通分野において産学官連携の推進に多大な貢献をした優れた成功事例に国土交通大臣賞の表彰を行っている。</p> <p>(環境省)</p> <p>地域の産学官が連携して環境研究・技術開発等を進めるため、「地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業」において得られた成果等を報告し、産学官による連携手法を広く普及するシンポジウムを平成21年11月に宮城県、平成22年1月に埼玉県にて開催した。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 競争的研究資金制度の改善	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。	継続的に措置			<p>◎ (総務省)</p> <p>【戦略的情報通信研究開発推進制度】 総務省が策定した「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」に基づき、資金を適正に管理することを配分先に求めている。また、「委託契約経理処理解説」を策定し、ホームページ上で公表している。さらに、各研究機関からの問い合わせ窓口を設置して迅速に対応する体制を構築している。</p> <p>【先進技術型研究開発助成制度】 応募要領に「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ平成18年11月14日改正)に沿ったルールを記載すると共に、公募説明会においても注意喚起を行った。 研究費の適正な管理に関する研究機関の責任についても機関経理の徹底を一層明確にした。</p> <p>【民間基盤技術研究促進制度】 規程、公募要領、業務処理マニュアル等の改訂を逐次行い、不正防止と適正な事務処理の徹底を図った。 また、受託者を対象に説明会を行い、契約事務、経理処理の要点、報告事項の概要、不正行為に対する厳重な注意などを周知すると共に研究開発期間中においては、定期的に経理検査及び研究現場への立入り調査を実施している。</p> <p>(消防庁) 【消防防災科学技術研究推進制度】 消防庁が策定した「消防防災分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」及び「消防防災科学技術研究推進制度における研究上の不正行為への対応指針」の策定(平成19年8月3日)により措置され、実施している。</p> <p>(文部科学省) 研究機関における研究費の管理・監査体制の整備を進めるため、文部科学省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)を策定し、研究機関等に周知した。 現在、ガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査に関する体制整備等の実施状況に関する研究機関等からの報告書の確認・分析や、現地調査等を通じ、研究機関等に改善指導を行っている。</p> <p>(厚生労働省) 「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成13年7月5日厚生科学課長決定、平成22年3月31日最終改正)により、研究者が所属する機関の長に経理事務を委任することを定めるとともに、研究者に対する個別の経理事務指導調査を実施している。</p> <p>(農林水産省) 委託先研究機関における実地調査等において、研究費の管理状況の確認、適正な経理事務の指導等を行っている。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を平成19年10月1日に策定し、研究機関における研究費の管理体制の整備等に関し、実施状況の把握、必要に応じた指導等を行っている。 更に、平成20年度からは、適切な経理事務の執行・管理体制を有する機関の研究者であることを応募の要件とし、公募要領にその旨を明記している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(経済産業省) 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日、総合科学技術会議)、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日、関係府省連絡会申合せ)を踏まえ、所管する研究機関及び配分機関において競争的資金を中心に研究費の適正な管理の推進を行ってきたところ。 さらに、平成20年12月3日に経済産業省として、当省及び当省が所管する独立行政法人から配分される公募型の公的研究費の経理・管理について、研究機関及び配分機関が行うべき事項(ルールに盛り込むべき内容や体制整備等)を定めた「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」を策定し、研究機関等に周知したところである。今後は本ガイドラインに基づき、必要に応じて体制整備等の実施状況の把握と必要に応じた指導等を行うこととしている。 「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」 http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html</p> <p>(国土交通省) 国土交通省では、研究機関における研究費の管理・監査体制の整備を進めるため、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成20年10月21日)を策定し、研究費の適正な経理・管理の徹底を図っているところ。ガイドラインに基づき、研究機関より不正防止の取組み状況の報告を求め、研究機関における管理・監査体制を把握するなど、必要に応じて改善を促している。</p> <p>(環境省) 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日、総合科学技術会議)を踏まえて、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年3月30日総合環境政策局長決定)、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」(平成19年4月20日改正)を設け、環境省の所管する競争的研究資金制度において不適正な経理処理が発生した場合及び不正受給が発生した場合における当該研究者等に対する研究費の執行の停止及び申請資格の制限に関し定めるとともに、その徹底を図っている。また、上記ガイドライン及び規程は環境省のホームページにおいて公表している。</p>
④ 科学技術振興機構の実施する業務	文部科学省	科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。	執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討			○(文部科学省) 科学技術振興調整費では、平成21年度より科学技術システム改革を先導するプログラムについて、新規に採択される課題及び既に採択され平成21年度以降も実施される課題について、これまでの委託費としての運用から補助金化による運用に改善することとした。補助金化により、 ・費目間流用の範囲が拡大(各費目の30%から直接経費の30%に拡大) ・軽微な事業内容の変更(取得資産の計画変更等)については届出の必要なし(補助金等適正化法の範囲内で) ・採択後、機関が作成する資料の削減 など、業務の効率化を図った。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑤ 研究費等の審査・評価基準の再構築	文部科学省	以下の⑤～⑩の事項について、それぞれ後述する対応を行うこととする。その際、関係府省においては、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について(平成19年6月14日総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)」を踏まえることとする。				
		<p>a 科学技術振興調整費及び戦略的創造研究推進事業</p> <p>ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、学術的な研究能力が強く求められる領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。</p> <p>イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。</p>	検討・結論			<p>○(文部科学省)</p> <p>【科学技術振興調整費】</p> <p>科学技術振興調整費については、第3期科学技術基本計画の策定を踏まえ、科学技術システム改革の推進を中心とした内容に移行しており、学術的な研究を主としたものではないが、研究開発を中心とするプログラム審査にあたっては、提案書に過去の「論文・著作等」「特許等」「受賞歴、表彰歴」を記載する様式としているのに加え、審査基準にも「実績」を盛り込んでおり、過去の実績も十分考慮した評価を実施している。</p> <p>さらに、平成20年度審査より、提案書に記載された関連論文については、審査者の要請に基づき、文献の概要(抄録)や文献の複写を配布する体制とする他、雑誌のインパクトファクターのリストを審査時に参照できるようにすることとしている。</p> <p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <p>事前評価にあたり、従来は、提案書に関連論文のリストを記載する様式とし、関連論文は評価者の要請に基づきJST担当者が送付する体制としていた。</p> <p>平成19年度からは、関連論文リストに加え、さらに特筆すべき受賞歴等を記載する提案書様式を用いることとし、関連論文については、審査期間中、評価者が直接かつ迅速に参照できる体制とした。さらに、雑誌のインパクトファクターのリストを参照できる体制を整え、研究計画そのものの評価だけでなく、提案者の過去の実績を考慮して事前評価ができるよう努めている。</p> <p>○(文部科学省)</p> <p>【科学技術振興調整費】</p> <p>科学技術振興調整費については、第3期科学技術基本計画の策定を踏まえ、科学技術システム改革の推進を中心としたものになっている。科学技術システム改革を推進するプログラムについては、提案者を学長等の機関の長として、より組織のマネジメントを強く求めているところである。また、総括責任者の権限と責任、リーダーシップの発揮といったマネジメント能力を課題の選定基準として、公募要領に明記し審査をおこなっている。</p> <p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <p>複数の研究者がチームを組むものについては、「研究代表者は、研究遂行のための研究実績と、研究チーム全体についての責任能力を有していること」等を評価項目として、書類選考及び面接選考により、事前評価を行うなど、マネジメント能力について審査ができるよう努めている。今後、評価者に趣旨を徹底していくなど、より適切な評価ができるよう努めていく。上記評価項目については選考の方法とあわせ、募集要項及び機構のホームページで公開している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		ウ 明確な目標が設定されている学際的なプロジェクト研究に対する適正な評価を行うためには、個別専門分野ごとの研究成果にとどまらず、プロジェクト全体として、その目標に対して如何に寄与しているかという点や研究マネジメントがしっかりしているか等を客観的に評価することを検討する。	検討・結論			○(文部科学省) 【科学技術振興調整費】 科学技術振興調整費の評価にあたっては、プロジェクト全体としての目標達成度はもちろんのこと、実施体制や運営が適切かどうかという研究マネジメントについても評価基準に含めており、既に措置している。 【戦略的創造研究推進事業】 事前評価においては、提案書に、科学技術上・社会貢献上のインパクトを含む「研究の目標・ねらい」、それを達成するための「研究計画とその進め方」、さらには科学技術の発展、新産業創出、社会貢献等についての「研究の将来展望」を「研究の独創性・新規性・及び類似研究との比較」等とあわせて記載する様式としている。また、研究課題の評価にとどまらず、研究領域としての戦略目標の達成状況等や研究マネジメントについて、評価を実施しており、評価項目、評価結果については機構のホームページで公開している。
		<p>b 科学研究費補助金</p> <p>ア 審査に当たっては、事前の申請に係る研究計画そのものの評価だけでなく、研究能力を示す過去の関連論文等の資料の活用を図ったり、過去に助成を受けた研究費に対する学術的・社会的成果など、過去の実績も十分考慮した評価を行うための手法について検討する。また、審査における基準をより客観的で反証可能性のある厳正なものとするため、学術誌の格付けやサイテーションの回数、定評のある受賞数等の指標について、定量化を試みつつ、それらも活用した審査を行う。</p> <p>イ 複数の研究者がチームを組んで行うような大規模プロジェクト研究においては、個々の研究者の能力の高さだけでなく、優れたマネジメント能力を有する研究者の存在が不可欠である。しかし、優れた研究者が優れた研究マネージャーとは限らず、研究者個人の能力や実績等を基準とする一般的な審査基準では適正な研究費配分が実現されない恐れがある。そのため、審査の基準・手法を明確化・客観化しつつ、主任研究者のマネジメント能力について、十分な審査を行う。</p>	<p>検討・結論</p> <p>検討・結論</p>			<p>○(文部科学省)</p> <p>平成20年度より、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を実施し、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、当該評価結果を活用して、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮できるようにする仕組みを構築している。</p> <p>また、国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究を支援する「特別推進研究」において、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用している。</p> <p>○(文部科学省)</p> <p>平成20年度に新設した、複数の研究者で構成される研究グループにより研究を行う「新学術領域研究(研究領域提案型)」の審査に際して、領域代表者のマネジメント能力の適切性を着目点として設定し、マネジメント能力についての審査を行っている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 研究効率の概念の導入	文部科学省	a 科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点も踏まえ、制度等の特性に応じて、これを審査や事後評価に活用することを検討する。 その際には、関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の指標を定量化することについて、検討する。	検討・結論			○(文部科学省) 【科学技術振興調整費】 科学技術振興調整費の審査にあたっては、提案書において、定量的な目標も含めた達成目標であるミッションステートメントや所要経費の見込額や年度計画等の作成を求めており、審査時の活用は勿論のこと、事後評価の評価基準にも、ミッションステートメント等の達成状況を盛り込んでおり、既に措置している。さらに、平成21年度公募より、公募要領に掲載するミッションステートメントの様式において、目標について可能な限り定量的な目標を設定するように具体的な事項を示すなどさらなる改善を図っている。 さらに、平成20年度審査より、提案書に記載された関連論文については、審査者の要請に基づき、文献の概要(抄録)や文献の複写を配布する体制とする他、雑誌のインパクトファクターのリストを審査時に参照できるようにしている。 【戦略的創造研究推進事業】 事前評価にあたっては、提案書に総研究費を記載することを様式として定めており、評価者が研究費の妥当性を確認している。また、事後評価にあたっては、総研究費とともに、論文発表を含む成果を考慮した評価を行っている。
		b 科学研究費補助金について、研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくためには、審査・評価基準において、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった概念を盛り込んでこれを審査や評価に活用する。 その際の研究成果に関しては、審査時と同様に関連する論文の本数や論文掲載誌の格付け、サイテーションの数、定評のある受賞数等の定量化された指標も活用した評価を行うこととする。事前の審査においても、研究費投入額に対していかに大きな成果を上げられるかという観点を審査に取り入れることについて、過去の業績を十分に踏まえ、制度の特性に応じて検討する。	検討・結論			○(文部科学省) 平成20年度より、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を実施し、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、当該評価結果を活用して、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮できるようにする仕組みを構築している。 また、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、審査に際して、これまで配分を受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、着実な研究遂行が期待できるかという着目点を新たに設定するとともに、国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究を支援する「特別推進研究」において、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用している。
⑦ 研究費の使途の更なる弾力化	文部科学省	a 科学技術振興調整費の執行に関して、研究開始後により高い研究成果が期待される場合は、研究計画の見直しや費目間・年度間等において研究費の弾力的な執行を一層図るため、その制度の使用実態について検証する。	検討・結論			◎
		b 科学研究費補助金の各費目額の変更について、研究者・配分機関双方の事務効率化という観点からも、研究計画の進捗に応じて、交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合を、交付された直接経費の総額の30%にこだわらず検討するとともに、承認手続の円滑化を図る。	検討・結論			○(文部科学省) 交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合について、平成20年度より、交付された直接経費総額の30%から50%に変更している。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑨ 長期的研究振興策の検討	文部科学省	科学研究費補助金においては、短期的な流行トピックに左右されることなく、分野横断的に研究の基盤となることが期待される研究や短期的には成果の期待できないような研究に対しても配慮した研究費配分がなされるよう、長期的な視点に立ち、明確で理論的・実証的な研究振興策について検討する。	検討・結論			○(文部科学省) 平成20年度に、「新学術領域研究」を新設し、既存の学問分野の枠に収まらない振興・融合領域の創成や異なる学問分野の研究者が連携して行う共同研究等の推進等により、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域や、新興・融合領域等において確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究を支援している。
⑨ 追跡評価の促進	文部科学省	a 科学技術振興機構において、戦略的創造研究推進事業の追跡評価を行うに当たっては、より定量的・客観的手法が取り入れられるべきであり、追跡評価のための適切な指標や手法について検討を進める。	検討・結論			○(文部科学省) 研究成果の継続と発展状況、研究成果から生み出された科学技術的な効果・効用及び波及効果について調査を行い、追跡評価を行うこととしている。その際、研究分野の特性を考慮しつつ、プロジェクトの主要論文の被引用回数・関連分野の論文数・招待講演回数・年次推移などを調査項目としている。評価結果については機構のホームページで公開している。
		b 科学研究費補助金に係る追跡評価の在り方を検討し、広く効果の計測につなげていくとともに、より公正性・透明性の高い審査の実現に活かしていく。	検討・結論			○(文部科学省) 科学研究費補助金で助成した研究課題について、中長期的な観点からその成果を検証し、国民に対する説明責任を果たすため、平成19年度より、「特別推進研究」において、研究期間終了後5年目に当たる課題について、研究の発展の程度や、他の研究者による研究成果の活用状況などを検証する追跡評価を実施しており、評価結果についてはホームページで公開している。
⑩ 審査・評価者の選定の改善	文部科学省	a 科学技術振興調整費に係る審査・評価者の現行の選定基準について、審査・評価者について十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、厳格に検証を行う。	検討・結論			○(文部科学省) 科学技術振興調整費については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすること等をはじめ、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築しており、既に措置している。
		b 戦略的創造研究推進事業についても、上記の趣旨を徹底する。	検討・結論			○(文部科学省) 評価者を決めるにあたっては、JSTが収集した研究者情報をデータベース化し、それを基に評価者リストを作成し、多様性を考慮しつつ調査を実施している。また、「当該研究領域について、先見性及び洞察力を有していること」、「公平な評価を行うこと」等を要件として規程に明記するとともに、評価者の見解とあわせて、機構のホームページで公開しており、評価者の選定にあたっては、多様性・中立性・公平性が確保されるよう努めている。
		c 科学研究費補助金について、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。		逐次実施		◎(文部科学省) 科学研究費補助金の審査・評価者の選考においては、全国の大学等の優れた研究者(110名)からなる独立行政法人日本学術振興会のプログラム・オフィサーが審査委員候補者データベース(平成21年7月現在:約54,000人登録)を活用し、審査員の多様性にも配慮しつつ、主な論文等、受賞歴、競争的資金の獲得状況などの研究業績等をもとに適切な審査員を選定しており、公正で透明性の高い選考を行っている。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑪ プログラムオフィサーの選定の改善	文部科学省	a 科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業におけるプログラムオフィサーについて、十分な中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	検討・結論			○(文部科学省) プログラムオフィサーは、十分に中立性・公平性が確保されるよう、選定基準・手続きについて規程を整備し、事前評価を経て決定することとしている。また、プログラムオフィサーの調査にあたっては、多様性を考慮して行っている。
		b 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについて、十分な多様性・中立性・公平性が確保されているかどうかという観点を踏まえ、現行の選定基準・手法について厳格に検証を行う。	検討・結論			○(文部科学省) 日本学術振興会のプログラムオフィサーは、全国の大学等研究機関に推薦を依頼し、推薦のあった者を中心に外部の学識経験者との意見等を参考に選考を行っているが、優れた研究能力、学術研究に関する幅広い識見、公正かつ適切な判断力、職務に対する意欲、といった候補者個人の資質を評価するとともに、前任研究員と継続して同一の大学からの選任を避けること、国・公・私立大学、大学共同利用機関、独立行政法人研究機関及び国立研究所など研究員の所属する機関の設置形態のバランスに配慮すること、地域的なバランスに配慮すること、女性研究者に対する配慮を行うこと、などについて留意することとしている。 このため、同会のプログラムオフィサーは、その構成において十分な多様性、中立性、公平性を確保すると同時に、個々人においては優れた研究運営・判断能力を有する者となっている。
		c 日本学術振興会におけるプログラムオフィサーについては、客観的かつ明確な指標も活用しつつ、優れた研究運営・判断能力を有するかどうかについて、厳正に審査する。		逐次実施		○(文部科学省) 日本学術振興会のプログラムオフィサーは、全国の大学等研究機関に推薦を依頼し、推薦のあった者を中心に外部の学識経験者との意見等を参考に選考を行っているが、優れた研究能力、学術研究に関する幅広い識見、公正かつ適切な判断力、職務に対する意欲、といった候補者個人の資質を評価するとともに、前任研究員と継続して同一の大学からの選任を避けること、国・公・私立大学、大学共同利用機関、独立行政法人研究機関及び国立研究所など研究員の所属する機関の設置形態のバランスに配慮すること、地域的なバランスに配慮すること、女性研究者に対する配慮を行うこと、などについて留意することとしている。 このため、同会のプログラムオフィサーは、その構成において十分な多様性、中立性、公平性を確保すると同時に、個々人においては優れた研究運営・判断能力を有する者となっている。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑫ 審査・評価における利害関係者の排除の徹底と多様性の確保	文部科学省	a 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進における審査・評価者について、特定の研究者母集団に研究費配分が偏ることのないよう、多様性・中立性を確保するよう選定するとともに、事後的にも検証を行う。	検討・結論			○(文部科学省) 【科学技術振興調整費】 科学技術振興調整費については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすること、利害関係者については当該課題の審査からの排除等をはじめ、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築しており、既に措置している。 【戦略的創造研究推進事業】 評価者の選定に資するために、JSTが収集した研究者情報をデータベース化し、それを基に評価者リストを作成し、選定に活用している。評価者は、十分に中立性・公平性が確保されるよう、選定基準・手続きについて規程を整備し、事前評価を経て選定することとしている。加えて、評価にあたっては、規程を改定するなど利害関係者の排除を徹底するよう努めており、事前評価における面接選考の際には利害関係者を退室させるなど、より中立性を確保する運用に努めている。 研究課題を公募するものに関して、評価者採択課題の代表者の所属機関分布を分析したところ、国公立大学、私立大学の各セクター別の採択率は年度ごとに変動し、特定のセクターに採択率が偏るとい傾向は認められなかった。 また、多様性の観点に配慮しつつ、研究課題の選考を行っている。
		b 我が国の研究費には巨額の公費が投入されているということを再認識し、納税者たる国民への説明責任が果たされるよう、科学研究費補助金における審査・評価者について、所属・出身研究機関別(国公立大学別など)、年齢構成等の観点から多様性を確保するように選定すべく厳密な規定を設けるとともに、論文の共著者、実質的に同じ研究グループに属する者、師弟関係にある者を選定しないこと等、利害関係者の排除をさらに徹底する。	検討・結論			○(文部科学省) 科学研究費補助金の審査・評価者の選考においては、「同一の研究課題を個別に審査する審査委員は、同一の研究機関に所属する者でないこと」、「各小委員会の構成は、同一の研究機関に所属する者の割合が1/3を超えないこと」などの選考条件及び配慮事項に関する規定を選考基準に設けるとともに、全国の大学等の優れた研究者(110名)からなる独立行政法人日本学術振興会のプログラム・オフィサーが審査委員候補者データベース(平成21年7月現在:約54,000名登録)を活用し、審査員の多様性にも配慮しつつ、主な論文等、受賞歴、競争的資金の獲得状況などの研究業績等をもとに適切な審査員を選定しており、公正で透明性の高い選考を行っている。 また、平成19年度に、関係規定を改正して利害関係者の排除を徹底している。
⑬ 研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立	文部科学省 農林水産省 厚生労働省 経済産業省 内閣府 総務省 国土交通省 環境省	競争的研究資金の審査・評価に際しては、研究分野や制度の趣旨・目的を踏まえて適切な方法により審査・評価を行う必要がある。 また、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、導入にあたっての課題の解決を図りつつ、一定の試行を行い、その効果を十分検証した上で「マスキング評価」を導入することを図る。主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、「過去の実績を十分に考慮した評価」とする。また、これらを導入する場合には、これら評価方式に基づく資金配分について、研究者の資質や専門分野に応じて選択可能とする。		結論		○(文部科学省) 文部科学省においては、平成20年度予算から、事前審査においてマスキング審査を試行するプログラムを設置している。また、各制度の特性に応じ、課題審査の際に、研究者の過去の関連論文、受賞歴など過去の実績の提出を求め、審査に活用している。 (農林水産省) 若手研究者育成枠への応募課題に対してマスキング評価を試行的に実施するとともに、評価者へのアンケート調査を実施し、その効果を検証した(平成20年度)。また、中堅以上の研究者に関する評価において「過去の実績を十分に考慮した評価」とすることについては、審査の評価項目の中に関連する評価項目を新たに設けた(平成20年度)。また、若手研究者は、若手研究者育成枠以外の枠への応募も可能である。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(厚生労働省) 厚生労働省における競争的資金の審査・評価については、平成22年4月1日付け厚生科学課長通知「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき、研究開発課題の種類等を踏まえて行うこととしているところ。また、「マスキング評価」については、平成21年度公募分の試行結果を踏まえ、評価指針での必要な規定の整備、公募要項での「マスキング評価様式」の作成を行っている。平成22年度公募においても一部事業で実施している。</p> <p>(経済産業省) 経済産業省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に則った適切な評価を実施するため、「経済産業省技術評価指針」(以下「技術評価指針」という。)を定め、事業等の成果や実績等を厳正に評価し、評価結果を施策、事業等の企画立案等に反映させている。競争的研究資金による研究課題に関する評価についても、技術評価指針において、標準的評価項目・評価基準を定め、「主として技術シーズの創造を目的とする研究資金」と「主として研究開発成果を早期に実用化することを目的とする研究資金」に区別し、有識者による外部評価を実施している。 また、平成20年度技術評価指針において、以下のとおり追記し、措置を行った。「研究課題の評価に際しては、研究分野や当該競争的資金制度の趣旨を踏まえ、必要に応じて、主に業績が十分に定まらない若手研究者等について、マスキング評価の導入を図ることとする。主に中堅以上の研究者に関する研究者としての評価は、所属組織や機関のみに着目するのではなく、過去の実績を十分に考慮した評価とする。」 (経済産業省技術評価指針：平成9年8月通商産業省告示、平成12年5月、13年5月、14年4月及び17年4月及び21年3月改正) (標準的評価項目・評価基準：平成10年1月制定、14年11月、17年4月、17年8月及び19年6月改定) 若手研究者向けの競争的資金制度「産業技術研究助成事業」において、総合科学技術会議がまとめた「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日)の記述を踏まえ、既に、19年度採択にかかる1次審査において試行的に「マスキング評価」を行(内閣府) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)」を改定し、国の研究開発に関する評価について基本的な方針を示した。 また、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について(平成19年6月14日総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)」において、評価体制の強化について、具体的な方策をとりまとめた。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(総務省)</p> <p>【戦略的情報通信研究開発推進制度】 5つのプログラム毎に、評価項目・評価の観点を定め、ホームページ上で公表し、外部有識者により審査する体制としている。 また、関連する論文・特許などの経歴の記述を求めており、過去の実績を評価に加味出来るようにしている。 なお、マスキング評価については、「若手ICT研究者育成型研究開発」の第1次評価において導入済みである。</p> <p>【先進技術型研究開発助成制度】 審査・評価に際しては、学識経験者のほか、研究機関、ベンチャーキャピタル関係者等の情報通信関連の幅広い専門家による評価委員会を設置している。 マスキングに関しては、平成20年度の採択審査評価において試行実施し、本制度が、将来の事業化を目的とした助成制度であり、企業等組織・機関の特性自体が審査の対象であることから、本制度の審査にはなじまないとして、導入は行わないこととしている。</p> <p>【民間基盤技術研究促進制度】 審査・評価に際しては、情報通信関連の研究専門家(大学の教授等)や事業化専門のシンクタンク等を確保している。 マスキング評価に関しては、本制度は若手研究者を対象とした制度ではなく、応募企業の実績や研究開発体制、事業化体制、等が審査・評価の対象となっているため、本制度の評価にはなじまないとして、導入は行わないこととしている。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>建設技術研究開発助成制度においては、過去の受賞歴、表彰歴等の過去の実績について応募書類に記載することとしている。また、「マスキング評価」については、「基礎・応用研究開発公募」の若手研究者枠の書面審査及びヒアリング審査において、平成21年度応募課題について試行的に実施したところ。なお、「基礎・応用研究開発公募」については、制度を見直し、平成22年度より新規公募は実施していない。</p> <p>運輸分野における基礎的研究推進制度においては、地位や肩書き等によらず新規性・独創性の高い研究計画を採択するため、平成20年度から書面審査(1次審査)においてマスキング評価を試行的に導入した。平成21年度以降はマスキング評価を本格実施し、外部審査委員会において、研究計画本位での評価を行うことができたとの評価を得ている。また、2次審査においては、研究経歴、過去の受賞歴、表彰歴等の過去の実績を考慮して研究実施能力の審査を行っている。</p> <p>(環境省)</p> <p>環境省における競争的資金の審査・評価については、環境省総合環境政策局長決定「環境省研究開発評価指針」(平成20年10月31日付け内閣総理大臣決定「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき平成21年8月28日改定)に基づき、研究開発課題の種類等を踏まえて行っているところ。将来の研究活動を担う創造性豊かな優れた若手研究者を養成・確保し、活躍を促進するため、若手研究者を対象とした若手枠を設けている。また、「マスキング評価」については、その試行に当たって課題となる事項の把握について検討しているところ。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑭ 競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築	文部科学省 農林水産省	競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。	検討・結論			○(文部科学省) 文部科学省においては、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発のそれぞれについて、制度の趣旨・目的に応じた審査・評価基準を定め、それらに基づいた審査・評価を行っているところである。
		a 研究者の自由な発想に基づく研究 (a) 審査 学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。				(文部科学省) 文部科学省(科学研究費補助金)においては、平成20年度より、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を実施し、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、当該評価結果を活用して、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮できるようにする新たな仕組みを構築している。 また、国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究を支援する「特別推進研究」において、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用することとしている。
		(b) 事後評価 上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてそれらの活用を図る。 また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。				(農林水産省) 審査において研究者の実績を十分に考慮するよう、評価項目の中に関連する項目を新たに設けた(平成20年度)。また、従来から審査においては、関連論文数などの定量的指標を設けており、平成20年度からはインパクトファクターも指標に追加した。 (文部科学省) 文部科学省(科学研究費補助金)においては、平成20年度より、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を実施している。また、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮するとともに、優れた研究を切れ目なく遂行できるようにする新たな仕組みを構築した。 さらに、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、審査に際して、これまで配分を受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、着実な研究遂行が期待できるかという着目点を新たに設定するとともに、国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究を支援する「特別推進研究」において、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用することとした。 なお、中長期的な観点からその成果を検証し、国民に対する説明責任を果たすため、平成19年度より、「特別推進研究」において、研究期間終了後5年目に当たる課題について、研究の発展の程度や、他の研究者による研究成果の活用状況(論文の引用状況等)などを検証する追跡評価を実施している。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(農林水産省)</p> <p>事後評価において費用対効果を十分に考慮するよう、評価項目の中に関連する項目を新たに設けた(平成20年度)。また、従来から事後評価においては、関連論文数、特許出願・取得数などの定量的指標も設けており、さらに平成20年度からはインパクトファクターも指標に追加した。</p> <p>また、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるよう、事後評価や追跡調査の結果の審査での活用、次の研究ステージを対象とする研究資金への情報提供などを行っている。</p>
		<p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査 政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定するよう図る。</p> <p>(b) 事後評価 採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p>				<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省においては、制度の趣旨・目的を踏まえて、申請時の研究計画を踏まえつつ、研究実績報告に基づき評価委員会等において書面審査やヒアリング審査を実施しているところ。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>研究計画の内容に加え、研究総括者等の主な論文、著書、特許及び商品、新品種、栽培法等の開発事例等の過去の実績については、従来から書面審査やヒアリング審査において応募様式に記載させている。また、平成20年度からは研究遂行能力を評価するための審査項目として、これらを評価要領に明確に位置づけている。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省においては、制度の趣旨・目的を踏まえて、申請時の研究計画を踏まえつつ、研究実績報告に基づき評価委員会等において書面評価やヒアリング評価を実施しているところ。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>事後評価については、平成20年度から、目標の達成度等の評価に加え、新たに事業化の可能性、費用対効果等の評価項目を追加し、技術開発の効果を総合的に評価している。また、成果の普及・波及状況を的確に把握し、その結果を今後の審査に反映させるとの観点から、研究成果に関する追跡調査を行っている。</p> <p>また、平成20年度から、課題の審査においては、研究総括者等のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力について評価している。</p>
	厚生労働省 経済産業省	競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。	検討・結論			○(厚生労働省) 厚生労働省における競争的研究資金については、平成22年4月1日付け厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、各研究開発事業の趣旨・目的に応じて審査・評価基準を定め、審査・評価を行っている。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(経済産業省)</p> <p>「経済産業省技術評価指針」(以下「技術評価指針」という。)において、標準的評価項目・評価基準を定め、「主として技術シーズの創造を目的とする研究資金」と「主として研究開発成果を早期に実用化することを目的とする研究資金」に区別し、有識者による外部評価を実施している。</p> <p>成果については、標準的な評価項目・評価基準において、目標値の達成度(成果は目標値をクリアしているか)、意義(成果は科学的・技術的意義が認められるか)及び波及効果等について、有識者による外部評価を実施している。その際、論文の発表数、特許の出願数、国際標準形成への寄与数、プロトタイプの作製数等について、共通指標を設定しその妥当性を評価している。また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、施策の企画・立案、実施に反映させている。</p> <p>(経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、12年5月、13年5月、14年4月、17年4月及び21年3月改正)</p> <p>(標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、14年11月、17年4月、17年8月及び19年6月改定)</p>
		<p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a) 審査</p> <p>研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的研究資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用し、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。</p> <p>また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				<p>(厚生労働省)</p> <p>平成20年度から、厚生労働科学研究費補助金公募要項において、申請者の研究歴等に係る研究計画書の様式を見直し、研究計画書には、発表業績(発表論文、知的財産権の取得及び申請状況に加えて、研究課題の実施を通じた政策提言(寄与した指針又はガイドライン等))等の記載を求め、過去の実績に関する記載をより充実したものとし、審査・評価においてそれぞれの事業の趣旨・目的に応じて過去の実績を十分考慮できるようにした。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>経済産業省所管の競争的資金に提案された事業の妥当性の判断材料として、当該事業に関連した研究者の過去の論文名、研究者本人が発明者となっている特許リスト及び事業者の事業実績などを提案書の記載項目とした上で、研究計画の内容を重視した審査を実施。</p> <p>また、平成20年度技術評価指針において、以下のとおり追記し、措置を行った。「研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績について、定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去の実績を十分考慮して行った上で研究課題の採否を決定する。」</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>厚生労働科学研究費補助金に基づく研究開発課題の成果については、研究期間終了時に、関連する論文の一覧や、寄与した指針又はガイドライン等を含めて成果の報告を求め、事後評価委員会において厳正に評価を行っている。また、指針において事後評価の結果を事前評価委員会に伝達し、以後の評価で活用することとしている他、平成17年度からインターネットを介して研究成果をデータベースに登録することができるシステム(研究年度終了後3年間は随時データの更新が可能)を導入し、研究期間終了後の研究成果(特に、研究終了後に発表された自著論文や寄与した指針又はガイドライン等)のフォローアップを可能とした。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(経済産業省)</p> <p>事後評価については、標準的な評価項目・評価基準に基づき、個別研究課題の必要性(社会的なニーズを満たすための相当程度有効な事業であったか)、成果の意義(新規性、先進性が認められるか)及び実用化の見通し(成果に関する特許出願、国際標準提案の予定及び実用化による産業・社会への波及効果等)等について、有識者による外部評価を実施している。また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、政策の企画・立案、実施に反映させている。</p> <p>また、平成20年度技術評価指針において、以下のとおり追記し、措置を行った。「研究課題の終了時評価の結果については、採択された研究課題ごとに量化されたものについては結果を公表する。」(経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、12年5月、13年5月、14年4月、17年4月及び21年3月改正)</p> <p>(標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、14年11月、17年4月、17年8月及び19年6月改定)</p>
		<p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b) 事後評価</p> <p>採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				<p>(厚生労働省)</p> <p>平成20年度から、厚生労働科学研究費補助金公募要項において、申請者の研究歴等に係る研究計画書の様式を見直し、研究計画書には、発表業績(発表論文、知的財産権の取得及び申請状況に加えて、研究課題の実施を通じた政策提言(寄与した指針又はガイドライン等))等の記載を求め、過去の実績に関する記載をより充実したものとし、審査・評価においてそれぞれの事業の趣旨・目的に応じて過去の実績を十分考慮できるようにした。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>経済産業省所管の競争的資金に提案された事業の妥当性の判断材料として、当該事業に関連した研究者の過去の論文名、研究者本人が発明者となっている特許リスト及び事業者の事業実績などを提案書の記載項目とした上で、研究計画の内容を重視した審査を実施。</p> <p>また、平成20年度技術評価指針において、以下のとおり追記し、措置を行った。「研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績について、定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去の実績を十分考慮して行った上で研究課題の採否を決定する。」</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>厚生労働科学研究費補助金に基づく研究開発課題の成果については、研究期間終了時に、関連する論文の一覧や、寄与した指針又はガイドライン等を含めて成果の報告を求め、事後評価委員会において厳正に評価を行っている。また、指針において事後評価の結果を事前評価委員会に伝達し、以後の評価で活用することとしている他、平成17年度からインターネットを介して研究成果をデータベースに登録することができるシステム(研究年度終了後3年間は随時データの更新が可能)を導入し、研究期間終了後の研究成果(特に、研究終了後に発表された自著論文や寄与した指針又はガイドライン等)のフォローアップを可能とした。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(経済産業省)</p> <p>事後評価については、標準的な評価項目・評価基準に基づき、個別研究課題の必要性(社会的なニーズを満たすための相当程度有効な事業であったか)、成果の意義(新規性、先進性が認められるか)及び実用化の見通し(成果に関する特許出願、国際標準提案の予定及び実用化による産業・社会への波及効果等)等について、有識者による外部評価を実施している。また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、政策の企画・立案、実施に反映させている。</p> <p>また、平成20年度に改正した技術評価指針において、「研究課題の終了時評価の結果については、採択された研究課題ごとに定量化されたものについては結果を公表する。」と新たに追記し、措置。 <small>(経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、12年5月、13年5月、14年4月、17年4月及び21年3月改正)</small> <small>(標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、14年11月、17年4月、17年8月及び19年6月改定)</small></p>
	内閣府 総務省 国土交通省 環境省	競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、それに基づいた審査・評価を行う。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウエイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行う。		検討・結論		○(内閣府) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」を改定し、評価を実施する主体は、研究開発の性格などに応じて適切な評価項目、評価基準、評価手法の設定を行う等について示した。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(国土交通省)</p> <p>建設技術研究開発助成制度においては、「基礎・応用研究開発公募」、「実用化研究開発公募」、「政策課題解決型技術開発公募」の3つの公募区分を設けており、公募区分に応じた審査・評価項目を定め、それらに基づいた審査・評価を実施している。なお、「基礎・応用研究開発公募」については、制度を見直し、平成22年度より新規公募は実施していない。</p> <p>運輸分野における基礎的研究推進制度においては、安全の確保、環境の保全等の政策課題に対応し、研究者の自由な発想に基づく独創的な研究を対象としており、新規性・独創性、社会的発展への寄与、研究目標及び研究実施能力の観点審査基準に定め、総合的に審査しているところ。また、成果内容、研究計画、研究過程等の項目を評価基準に定め、中間評価及び事後評価を実施しているところ。</p> <p>(a)審査:書面審査(1次審査)においては地位や肩書き等によらず新規性・独創性の高い研究計画を選定するため、マスキング評価を導入し、2次審査においては、過去の論文、受賞歴、表彰歴のような定量的な評価項目の他、これまでの研究経歴及び成果も考慮して審査を行うよう措置している。</p> <p>(b)事後評価:実用化に向けた研究成果の検証、総研究費を含む研究計画の検証等の観点から事後評価を実施し、特許等の出願状況、論文発表等の定量化されたものを含め、これらの評価結果を取りまとめ、ホームページで公表している。なお、採択審査を行う審査委員会が事後評価も実施している。また、平成21年度より、研究終了後3年を経過した課題についての研究終了後の研究の進展状況、成果の活用状況や社会還元状況等を調査し、募集方針や審査基準等について審議する外部有識者委員会に報告(ホームページにも公表)し、制度運営全般の審議を行うことにより、優れた研究を次の研究に繋げる取組みを行うよう措置した。</p> <p>(環境省)</p> <p>環境省における競争的資金の審査・評価については、環境省総合環境政策局長決定「環境省研究開発評価指針」(平成20年10月31日付け内閣総理大臣決定「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき平成21年8月28日改定)に基づき、研究開発課題の性格に応じた適切かつ柔軟な評価方法を明確かつ具体的に設定し実施している。</p>
		<p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a)審査</p> <p>研究業績に対する評価は、将来的には民間学術誌の格付けや民間学術団体の厳正な調査に基づく評価を十分に活用すべきと考える。競争的資金の審査における基準を確立するにあたっては、これらの評価が適切に反映した客観的で反証可能性のある厳正な基準とする。</p> <p>学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、研究助成の採否を決定する。</p>				<p>(内閣府)</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」を改定し、基礎研究の開始前の評価において被評価者の過去の実績等からも判断することを示した。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>建設技術研究開発助成制度における、「基礎・応用研究開発公募」、「実用化研究開発公募」については、研究経歴、過去の受賞歴、表彰歴等の過去の実績について応募書類に記載することとしており、それらを踏まえて審査を実施している。なお、「基礎・応用研究開発公募」については、制度を見直し、平成22年度より新規公募は実施していない。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>(b)事後評価 上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用すべきであり、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化した上で評価する。 また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも具体的に反映させることにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				<p>(内閣府) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」を改定し、評価の客観性を確保する観点から、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めることとするが、基礎研究等においては、定量的な評価手法は挑戦的な取組の阻害している場合もあるため、定性的な評価手法を併用することが重要と示した。 (国土交通省) 研究成果に関する論文発表、知的財産権の出願・取得状況等について報告を求め、それらも踏まえて外部評価委員会にて事後評価を実施している。</p>
		<p>b 政策課題対応型研究開発 (a)審査 政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を過去実績を十分に考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定する。</p> <p>(b)事後評価 採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を厳正かつ定量的、客観的に評価する仕組みを確立するよう図る。また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立する。</p>				<p>(内閣府) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」を改定し、政策目標の達成に係る有効性などに基づき、一定期間後に達成を目指す定量的目標の設定とその水準の適切性を判断することを示した。また、それらを達成するための手法、体制等の妥当性について見極めることを示した。</p> <p>(総務省) 【戦略的情報通信研究開発推進制度】 戦略的情報通信研究開発推進制度における評価では、評価の客観性を確保する観点から、「研究開発目標」及び「研究開発成果(実績)」として、以下の定量的指標の提案書への記載を義務付けている。 ・対外発表(論文、学会等)件数 ・特許出願件数あるいは標準化提案件数 【先進技術型研究開発助成制度】 制度の趣旨・目的を踏まえて、申請時の研究計画に対し、新規性、有用性、波及性等を基準とし、評価委員会等において書面審査及びヒアリング調査を実施している。 【民間基盤技術研究促進制度】 制度の趣旨・目的を踏まえて、提案内容の基盤技術性、研究開発体制、研究成果の有用性、波及性、事業化成功による売上の可能性等を評価基準としており、担当研究者の過去の研究実績についても十分考慮している。</p> <p>(国土交通省) 建設技術研究開発助成制度における「政策課題解決型公募」については、過去の受賞歴、表彰歴等の過去の実績について応募書類に記載することとしており、それらを踏まえ、また研究計画も勘案し審査を実施している。</p> <p>(内閣府) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」を改定し、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めることと示しており、また、成否の要因を明らかにし、次の研究開発の改善につなげることとしている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(総務省)</p> <p>【戦略的情報通信研究開発推進制度】</p> <p>戦略的情報通信研究開発推進制度における事後評価では、当該研究開発課題の目的が達成されたか否かを評価している。加えて、研究開発成果の活用・展開、波及効果の可能性を把握し、さらに、追跡評価の実施の必要性についても判断している。</p> <p>【先進技術型研究開発助成制度】</p> <p>研究終了後の評価委員会による事後評価では、研究開発の達成度、研究成果の有用性、波及性等を中心に評価を行い、評価委員による所見等を記載した評価表をとりまとめ、研究提案者に提供し、当該年度以降の研究計画等への反映を図っている。</p> <p>また、事業終了後5年間企業化(製品化)等の報告を求め、成果把握に努めている。</p> <p>【民間基盤技術研究促進制度】</p> <p>事後評価については、研究目標の達成度、研究開発成果の完成度、研究成果の有用性、波及性、事業化成功による売上の可能性等について評価を行い、評価点数及び所見等を記載した評価表を研究提案者に提供している。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>建設技術研究開発助成制度においては、平成20年度より「政策課題解決型技術開発公募」を開始したところであり、現在のところ事後評価の実績はないが、本年度内に、平成21年度終了課題について、研究開発の達成度、研究成果の有用性、波及性等について外部評価委員会にて事後評価を実施することとしている。</p>
	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>研究者個人のアイデアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究の評価手法が既に確立している分野の競争的研究資金の審査については、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容に即して行うだけでは十分ではなく、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績を適切に評価し、将来の成果があがる可能性が高い研究者に、競争的研究資金を重点的に配分する。</p> <p>競争的研究資金については、「研究者の自由な発想に基づく研究資金」と「政策に基づき将来の応用を目指す研究(以下「政策課題対応型研究開発」という。)のための資金」とに区分され、これらについては審査・評価の視点が異なるため、制度の趣旨・目的に応じて、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発それぞれの審査・評価基準を定めて、以下に掲げる内容を審査要領等に記載し、それに基づいた審査・評価を行うよう図る。なお、両者の目的が混在した研究については、それぞれのウェイトに応じた審査・評価基準に基づき審査・評価を行うよう図る。その際、関係府省においては、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)を踏まえることとする。</p>			検討・結論	<p>(文部科学省)</p> <p>文部科学省においては、研究者の自由な発想に基づく研究と政策課題対応型研究開発のそれぞれについて、制度の趣旨・目的に応じた審査・評価基準を定め、それらに基づいた審査・評価を行っているところである。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>「経済産業省技術評価指針」(以下「技術評価指針」という。)において、標準的評価項目・評価基準を定め、「主として技術シーズの創造を目的とする研究資金」と「主として研究開発成果を早期に実用化することを目的とする研究資金」に区別し、有識者による外部評価を実施している。</p> <p>成果については、標準的な評価項目・評価基準において、目標値の達成度(成果は目標値をクリアしているか)、意義(成果は科学的・技術的意義が認められるか)及び波及効果等について、有識者による外部評価を実施している。その際、論文の発表数、特許の出願数、国際標準形成への寄与数、プロトタイプの作製数等について、共通指標を設定し、その妥当性を評価している。(経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、12年5月、13年5月、14年4月、17年4月及び21年3月改正)(標準的評価項目・評価基準:平成10年1月制定、14年11月、17年4月、17年8月、19年6月及び21年6月改定)</p> <p>(国土交通省)</p> <p>建設技術研究開発助成制度においては、「基礎・応用研究開発公募」、「実用化研究開発公募」、「政策課題解決型技術開発公募」の3つの公募区分を設けており、公募区分に応じた審査・評価項目を定め、それらに基づいた審査・評価を実施している。なお、「基礎・応用研究開発公募」については、制度を見直し、平成22年度より新規公募は実施していない。</p> <p>運輸分野における基礎的研究推進制度においては、安全の確保、環境の保全等の政策課題に対応し、研究者の自由な発想に基づく独創的な研究を対象としており、新規性・独創性、社会的発展への寄与、研究目標及び研究実施能力の観点から評価基準に定め、総合的に審査している。また、成果内容、研究計画、研究過程等の項目を評価基準に定め、中間評価及び事後評価を実施しているところ。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(a)審査:書面審査(1次審査)においては地位や肩書き等によらず新規性・独創性の高い研究計画を選定するため、マスキング評価を導入し、2次審査においては、過去の論文、受賞歴、表彰歴のような定量的な評価項目の他、これまでの研究経歴及び成果も考慮して審査を行うよう措置している。</p> <p>(b)事後評価:実用化に向けた研究成果の検証、総研究費を含む研究計画の検証等の観点から事後評価を実施し、特許等の出願状況、論文発表等の定量化されたものを含め、これらの評価結果を取りまとめ、ホームページで公表している。なお、採択審査を行う審査委員会が事後評価も実施している。また、平成21年度より、研究終了後3年を経過した課題についての研究終了後の研究の進展状況、成果の活用状況や社会還元状況等を調査し、募集方針や審査基準等について審議する外部有識者委員会に報告(ホームページにも公表)し、制度運営全般の審議を行うことにより、優れた研究を次の研究に繋げる取組みを行うよう措置した。</p> <p>(環境省) 環境省における競争的資金の審査・評価については、環境省総合環境政策局長決定「環境省研究開発評価指針」(平成20年10月31日付け内閣総理大臣決定「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき平成21年8月28日改定)に基づき、研究開発課題の性格に応じた適切かつ柔軟な評価方法を明確かつ具体的に設定し実施している。</p>
		<p>a 研究者の自由な発想に基づく研究</p> <p>(a)審査 学術的な成果をもたらす領域においては、研究能力を示す過去の関連論文等の資料、過去に助成を受けた研究費に対する(b)の基準に基づく学術的成果など、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績について、学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標に関し研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去実績を十分考慮して行った上で、研究助成の採否を決定するよう図る。その際、研究者個人のアイデアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容だけではなく、過去実績も適切に評価するよう審査要領に明記する。</p>				<p>(農林水産省) 審査において研究者の実績を十分に考慮するよう、評価項目の中に関連する項目を新たに設けた(平成20年度)。また、従来から審査においては、関連論文数などの定量的指標を設けており、平成20年度からはインパクトファクターも指標に追加した。</p> <p>(経済産業省) 経済産業省所管の競争的資金に提案された事業の妥当性の判断材料として、当該事業に関連した研究者の過去の論文名、研究者本人が発明者となっている特許リスト及び事業者の事業実績などを提案書の記載項目とした上で、研究計画の内容を重視した審査を実施。</p> <p>また、技術評価指針において、以下の措置を行っている。「研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績について、定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去の実績を十分考慮して行った上で研究課題の採否を決定する。」</p> <p>(国土交通省) 建設技術研究開発助成制度における、「基礎・応用研究開発公募」、「実用化研究開発公募」については、研究経歴、過去の受賞歴、表彰歴等の過去の実績について応募書類に記載することとしており、それら踏まえて審査を実施している。なお、「基礎・応用研究開発公募」については、制度を見直し、平成22年度より新規公募は実施していない。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>(b)事後評価 上記に基づいて決定された予算に対して適切な学術的な成果が達成されたか否かを研究分野の特性を踏まえ、事前の申請に係る研究計画に原則として基づいて厳正に評価する。研究費の無駄の排除を促し、効率的な研究を推進していくため、総研究費に対してどの程度の研究成果が達成されたか、達成される見込みであるかなどといった観点等を踏まえ、これを審査や事後評価に活用するよう図り、その際、関連する論文の本数や学術誌の格付け、定評のある賞の受賞経験等の客観的指標について研究分野の特性を踏まえ定量化を試みつつ、評価においてそれらの活用を図るとともに、学術的な成果については、採択された各研究課題ごとに、定量化されたものについては結果を公表する。 また、事後評価を厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。</p>				<p>(文部科学省) ○審査 文部科学省(科学研究費補助金)においては、平成20年度より、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を実施し、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮できるようにする新たな仕組みを構築している。また、国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究を支援する「特別推進研究」において、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用することとしている。 ○事後評価 文部科学省(科学研究費補助金)においては、平成20年度より、大型の研究種目において、研究期間の最終年度の前年度に、研究期間が終了するまでの研究の達成見込み等も含め、成果・実績や進捗状況を評価する「研究進捗評価」を実施している。また、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、当該評価結果を活用し、次の応募課題の審査に適切に反映させることにより、過去に助成を受けた研究費による成果・実績を十分考慮するとともに、優れた研究を切れ目なく遂行できるようにする新たな仕組みを構築している。さらに、平成21年度科学研究費補助金の応募分より、審査に際して、これまで配分を受けた研究費に対する成果等の状況を踏まえ、着実な研究遂行が期待できるかという着目点を新たに設定するとともに、国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究を支援する「特別推進研究」において、論文、著書以外の研究業績として、新たに、定評のある「受賞歴」などの指標を審査に活用することとしている。なお、中長期的な視点からその成果を検証し、国民に対する説明責任を果たすため、平成19年度より、「特別推進研究」において、研究期間終了後5年目に当たる課題について、研究の発展の程度や、他の研究者による研究成果の活用状況(論文の引用状況等)などを検証する追跡評価を実施し、評価結果を公表している。</p> <p>(農林水産省) 事後評価において費用対効果を十分に考慮するよう、評価項目の中に関連する項目を新たに設けた(平成20年度)。また、従来から事後評価においては、関連論文数、特許出願・取得数などの定量的指標も設けており、さらに平成20年度からはインパクトファクターも指標に追加した。関連論文数、特許出願・取得数などについては、研究成果と併せて公表している。また、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるよう、事後評価や追跡調査の結果の審査での活用、次の研究ステージを対象とする研究資金への情報提供などを行っている。</p> <p>(経済産業省) 事後評価については、標準的な評価項目・評価基準に基づき、個別研究課題の必要性(社会的なニーズを満たすための相当程度有効な事業であったか)、成果の意義(新規性、先進性が認められるか)及び実用化の見通し(成果に関する特許出願、国際標準提案の予定及び実用化による産業・社会への波及効果等)等については、有識者による外部評価を実施している。また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、政策の企画・立案、実施に反映させている。また、技術評価指針において、「研究課題の終了時評価の結果については、採択された研究課題ごとに定量化されたものについては結果を公表する。」としている。(経済産業省技術評価指針：平成9年8月通商産業省告示、12年5月、13年5月、14年4月、17年4月及び21年3月改正)(標準的評価項目・評価基準：平成10年1月制定、14年11月、17年4月、17年8月、19年6月及び21年6月改定)</p> <p>(国土交通省) 建設技術研究開発助成制度における、「基礎・応用研究開発公募」、「実用化研究開発公募」については、研究成果に関する論文発表、知的財産権の出願・取得状況等について報告を求め、それらも踏まえて外部評価委員会にて事後評価を実施している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 政策課題対応型研究開発</p> <p>(a) 審査</p> <p>政策課題対応型研究開発については、必ずしも学術的な研究成果のみを期待するものではないが、当該研究の目的に関連する過去の政策提言、技術開発の成果等の具体的な実績について(b)の基準に基づき研究分野の特性を踏まえ定量化を図りつつ、研究者としての評価を、研究者の研究遂行能力を示している過去実績も十分考慮して行った上で、着想や研究計画を勘案して、研究助成の採否を決定するよう図る。その際、研究者個人のアイデアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容だけでなく、過去実績も適切に評価するよう審査要領に明記する。</p>				<p>(内閣府)</p> <p>最先端研究開発支援プログラムにおいては、研究者の実績及び研究開発の適切性に関して、書面審査やヒアリング審査を実施した。 (文部科学省)</p> <p>文部科学省では、制度の趣旨・目的を踏まえて、申請時の研究計画を踏まえつつ、研究実績報告に基づき評価委員会等において書面審査やヒアリング審査を実施するとともに、公募要領にもその旨記載している。 (農林水産省)</p> <p>研究計画の内容に加え、研究総括者等の主な論文、著書、特許及び商品、新品種、栽培法等の開発事例等の過去の実績については、従来から書面審査やヒアリング審査において応募様式に記載させている。また、平成20年度からは研究遂行能力を評価するための審査項目として、これらを評価要領に明確に位置づけている。 (経済産業省)</p> <p>経済産業省所管の競争的資金に提案された事業の妥当性の判断材料として、当該事業に関連した研究者の過去の論文名、研究者本人が発明者となっている特許リスト及び事業者の事業実績などを提案書の記載項目とした上で、研究計画の内容を重視した審査を実施。</p> <p>また、技術評価指針においては、以下の措置を行っている。「研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績について、定量化を試みつつ、研究者としての評価を過去の実績を十分考慮して行った上で研究課題の採否を決定する。」 (国土交通省)</p> <p>建設技術研究開発助成制度における「政策課題解決型公募」については、過去の受賞歴、表彰歴等の過去の実績について応募書類に記載することとしており、それらを踏まえ、また研究計画も勘案し審査を実施している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		(b)事後評価 採択した結果の事後評価については、政策実現に寄与したのか、技術開発に寄与したのか等を評価する仕組みを確立するよう図るとともに、具体的な実績については、採択された各研究課題ごとに、量化されたものについては結果を公表する。また、事後評価を、事前の申請に係る研究計画に原則として基づいて厳正に行うと共にその結果を審査にも活用することにより、優れた研究を行うことが次の研究に繋がるという好循環サイクルを確立するよう図る。				(内閣府) 最先端研究開発支援プログラムにおいては、研究開発終了後、外部有識者を活用した評価を行うこととしている。 (農林水産省) 事後評価については、平成20年度から、目標の達成度等の評価に加え、新たに事業化の可能性、費用対効果等の評価項目を追加し、技術開発の効果を総合的に評価するとともに、評価結果については、課題毎に総合評価を定量化し、農林水産省のホームページに公開している。また、成果の普及・波及状況を的確に把握し、その結果を今後の審査に反映させるとの観点から、研究成果に関する追跡調査を行っている。 また、平成20年度から、課題の審査においては、研究総括者等のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力について評価している。 (文部科学省) 文部科学省では、制度の趣旨・目的を踏まえて、申請時の研究計画を踏まえつつ、研究実績報告に基づき評価委員会等において書面評価やヒアリング評価を実施し、当該評価結果や論文など、量化された実績について公表を行っている。 (経済産業省) 事後評価については、標準的な評価項目・評価基準に基づき、個別研究課題の必要性(社会的ニーズを満たすための相当程度有効な事業であったか)、成果の意義(新規性、先進性が認められるか)及び実用化の見通し(成果に関する特許出願、国際標準提案の予定及び実用化による産業・社会への波及効果等)等について、有識者による外部評価を実施している。また、事後評価結果については、経済産業省ホームページにおいて対外的に公表するとともに、省内においても関係者に周知し、政策の企画・立案、実施に反映させている。 また、技術評価指針において、「研究課題の終了時評価の結果については、採択された研究課題ごとに量化されたものについては結果を公表する。」としている。 (経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、12年5月、13年5月、14年4月、17年4月及び21年3月改正) (標準の評価項目・評価基準:平成10年1月制定、14年11月、17年4月、17年8月、19年6月及び21年6月改定) (国土交通省) 建設技術研究開発助成制度においては、平成20年度より「政策課題解決型技術開発公募」を開始したところであり、現在のところ事後評価の実績はないが、本年度内に、平成21年度終了課題について、研究開発の達成度、研究成果の有用性、波及性等について外部評価委員会にて事後評価を実施することとしている。
⑮ 審査・評価者に関する適切な情報開示	内閣府 総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	a 競争的研究資金制度の審査・評価に係る審査・評価者がその分野の審査・評価に相応しい十分な学識を有していることが必要である。 審査・評価者の業績又は実績(研究論文、著作、学術的発表の実績、実務家については発明実績等)について適切な時期にホームページ等で公開する等により審査・評価者として相応しい者であることの説明責任を果たす。		措置		○(内閣府) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」を改定し、評価を実施する主体は、評価対象ごとに十分な評価能力を有する専門家等を評価者として選任することを示しており、評価者名を公表することとしている。 (総務省) 【戦略的情報通信研究開発推進制度】 「戦略的情報通信研究開発推進制度評価委員会開催要綱」において、評価委員の氏名、所属機関名及び役職について評価実施後に公表することとなっている。 【先進技術型研究開発助成制度】 審査・評価者の氏名及び所属をホームページで公開している。また、平成20年度内を目的に、評価者の業績又は実績の公表内容の充実について検討している。 【民間基盤技術研究促進制度】 審査・評価者の氏名及び所属をホームページで公開している。平成20年度内の措置を目的に、評価者の業績又は実績の公表方法について検討している。 (文部科学省) 文部科学省においては、競争的資金の審査・評価者の氏名や業績等について、ホームページ等を通じて確認できるよう措置している。 (農林水産省) 平成22年度より、審査・評価者の氏名及び所属を実施機関のウェブサイトで公表している。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(経済産業省) 「経済産業省技術評価指針」(以下「技術評価指針」という。)において、被評価者と同じ研究開発機関に所属する等の専門家は排除する観点から、評価事務局はあらかじめ評価者名の公表等を実施することとしており、事業の特性に応じて、審査・評価者の氏名、所属については既にホームページ等で公開している。 また、平成20年度技術評価指針において、以下のとおり追記し、措置を行った。「評価者としてふさわしい者であることを示すため、評価者の業績又は実績について適切な時期にホームページ等で公開する。」 (経済産業省技術評価指針:平成9年8月通商産業省告示、12年5月、13年5月、14年4月、17年4月及び21年3月改正) これを踏まえ、審査・評価者の業績又は実績の公開等については引き続き検討を行う。</p> <p>(国土交通省) 幅広い分野から審査・評価に相応しい審査・評価者を選出することとし、審査・評価者の氏名、所属機関名等はホームページ上で公開することとしている。</p> <p>(環境省) 環境省では、環境省総合環境政策局長決定「環境省研究開発評価指針」(平成20年10月31日付け内閣総理大臣決定「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき平成21年8月28日改定)において、十分な評価能力を有する外部専門家を評価者として選任することとしており、また、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないよう配慮しつつ、適切な時期に評価者名を公表することを規定している。</p>
	厚生労働省	b 競争的研究資金制度の審査・評価に係る審査・評価者がその分野の審査・評価に相応しい十分な学識を有していることが必要である。 審査・評価者の業績又は実績(研究論文、著作、学術的発表の実績、実務家については発明実績等のうち適切なもの)について適切な時期にホームページ等で公開する等により審査・評価者として相応しい者であることの説明責任を果たす。		措置		○(厚生労働省) 平成22年4月1日付け厚生科学課長通知「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」に基づき、厚生労働省科学研究費補助金における各研究事業に係る評価委員の業績又は実績についても公表する規定を設けているところ。平成20年度の研究事業に関する評価委員の業績又は実績から公表を開始しており、平成21年度についても公表に向けて作業を行っている。